

キュウシュウ ダイガク ヒャクネンシ ダイ8カン： シリョウヘン 1

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：



第二章 九州帝国大学の創立

第一節 九州帝国大学の創立

二二二 福岡医科大学長後藤元之助談話

〔福岡日日新聞〕一九一〇（明治四三年八月八日）

○九州帝国大学

福岡医科大学長後藤元之助氏は同大学明年度予算編成及九州帝国大学分離の用件を帯び過般来上京中なりしが、一昨日を以て帰福せり。今其談を聞くに、

▲独立は確定問題 九州帝国大学分離の件は文部大臣京大総長の権限に属すべき事にして自分の地位より公言すべき事には非ざるも、文部省内部又は京大総長等の間には殆んど既決の問題の如く取扱はれつゝなり。現に京大に於て予算上の問題を議する際菊池総長は、福岡医科大学を以て既に分離したるものゝ如く見做し継児扱ひを為し、其様事は直接文部省に交渉すべしと云へる如き態度は、其最も著しきものなり。

▲工科大学工事 工科大学は四十四年九月より開校すべきは之又確定事なれども、其校舎の如き未だ縄張りの運びにも到らざるは、設

計委員が東京、京都、熊本と云へる如く各地に散在し一通の通知書を廻送するにも数十日を要する有様にて、交渉容易に纏らざるが重なる原因の如し。来年九月開校とすれば如何なる粗造の校舎と雖も最早建築に着手すべき筈なるに此事無は、当局には設計の纏り次第一氣に工事を完了せん決意ある如し。

○分離と会計事務 工科大学の校舎完了して愈々分離の暁とならば、差詰めの問題は会計なるが、分離と同時に独立会計と為し又は政府の支出金を一定するが如きは不可能なれば、当分兩三年間は常に予算に変更あるべきを以て、従来的一般会計のみを分離し別個に予算を要求するの外なかる可し。

▲大学総長の人選 会計に次で重要な問題は総長任命なり。此事に就ては四方より種々の尋問に接し、自分も在京中苦心して真相を捕捉せんと勉めしも、終に要領を得ざりし。何分文部当局に於ても未だ何等の手懸りなき様子なれば、外間の予想は多く当外れる可し。尤も最初総長として擬せられたる山川、辻、澤柳、松井、眞野外二三氏の中より様々に物色せられて、今は二三氏の中に範囲の狭められたるは事実なるが如し。然れど其の果して誰なるやは俄に定め難し。然れど本年十一月頃迄には略に総長内定し、来年一月には

任命発表の運びに到る可し。斯くて来年四月以降の予算は新総長の中に於て編成なるべき筈なり。而して幾年後に完成し独立会計となるべきや新総長の手腕に待つべきものなり。

▲分離と故障 分離は斯の如く当局を始め殆んど総ての人の期待する所なれども、唯一の杞憂は来年度の予算が閣議に上りたるとき分離を尚早として、九州の両大学を京都第二工科、京都第二医科なる名称を与へて当分完成する迄現状の儘に据え置くべしとの大蔵省側の反対に遭遇せずやと云ふにあり。然れど要するに杞憂は杞憂に過ぎずして分離は到底動かし難き確定事なる可し。

▲理科と工科 工科の次に建設さるべきは理科大学なり。忌憚無く云はしむれば医科と理科とは密接なる關係を有す。工科は応用の学科なり、理科は何れかと云へば原理を研むるの学科なり。理學上の發明研究が医学に及ぼす影響は甚大なるものなり。此關係を無視して入学者配布の如き些少なる問題の爲めに工科を先きにしたるは、決して宜しきを得たるの処置とは言ふべからず云々

〔註〕原本に句読点追加。

一三三 九州帝国大学二閣スル件

『官報』第八一五二号 一九一〇(明治四三年二月三日)

朕九州帝国大学二閣スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 侯爵桂 太郎
文部大臣 小松原英太郎

勅令第四百四十八号

第一条 福岡ニ帝国大学ヲ置キ九州帝国大学ト称ス

第二条 九州帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日

ハ文部大臣之ヲ定ム

第三条 九州帝国大学総長ノ職務ハ当分ノ内九州帝国大学工科大学

長ヲシテ之ヲ行ハシム

第四条 帝国大学令第六条乃至第八条ノ規定ハ当分ノ内九州帝国大

学ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一二四 貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案第一読会

『第二十七回帝國議會貴族院議事速記録』

第八号 一九一一年(明治四四年)二月二十七日

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五、帝国大学特別会計法中

改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一読会

〔東久世書記官朗読〕

帝国大学特別会計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四条ニ依リ及
送付候也

明治四十四年二月十四日

衆議院議長 長谷場 純孝

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔左ノ議案ハ朗読ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之二
做フ〕

帝国大学特別会計法中改正法律案

帝国大学特別会計法中左ノ通改正ス

第一条中「東京帝国大学及京都帝国大学」ヲ「東京帝国大学、京

都帝国大学、東北帝国大学及九州帝国大学」ニ改ム

第二条 前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百

三十五万八千八百三十八円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度金

八十四万円トシ東北帝国大学及九州帝国大学ニ在リテハ毎年度

予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第十二条 第六条ノ規定ハ東北帝国大学及九州帝国大学ニ関シテ

ハ之ヲ適用セス

附 則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際学校及図書館資金ニシテ東北帝国大学農科大学及東

北帝国大学理科大学ノ用ニ供スルモノハ東北帝国大学ノ資金ニ、

京都帝国大学資金ニシテ福岡医科大学ノ用ニ供スルモノ並学校及
図書館資金ニシテ九州帝国大学工科大学ノ用ニ供スルモノハ九州
帝国大学ノ資金ニ編入スヘシ

明治四十三年度京都帝国大学特別会計歳入歳出予算中翌年度ニ繰
越ヲ要スルモノニシテ福岡医科大学ニ関スルモノハ九州帝国大学
特別会計ニ繰越スヘシ

東北帝国大学及九州帝国大学工科大学ノ創立費ハ第一条ノ規定ニ
拘ラス一般会計ノ所屬トス

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 本案提出ノ大体ノ理由ヲ説明ヲ申
上ゲテ置キタイト思ヒマス、本案ハ来年度ヨリ東北及九州帝国大学
ヲ開設スルコトノ出来マス運ビニナリマシタノデ、現行帝国大学特
別会計法中ニ改正ヲ要スル廉フ生ジマシタノデ本案ヲ提出イタシタ
次第デゴザイマス、従来東北ニ於キマシテハ、仙台ノ理科大学ハ開
設ノ準備中デゴザイマシタノデ、札幌ニゴザイマシタ農科大学、仙
台ノ理科大学トハ一般ノ学校及図書館特別会計法ニ拠ツテ經理イタ
シ来ツタノデゴザイマス、又九州大学ニ於キマシテハ福岡ニ建設ノ
設備中ニ属シテ居リマシタ工科大学ハ尚ホ準備中デゴザイマシタノ
デ、矢張り一般ノ学校及図書館特別会計法ニ拠ツテ経営イタシ来ツ
テ居ツタノデアリマス、然ルニ来年度ヨリ東北ニ於キマシテハ理科
大学ノ設備ガ完成イタシマシテ学科ヲ始メルコトガ出来マス運ビニ

ナリマシタノデ、農科大学ト理科大学トヲ合セマシテ東北帝国大学ト致シマシテ、帝国大学特別会計法ヲ適用スルコトニ致シタイト考ヘルノデアリマス、又九州ノ方ニ於キマシテハ工科大学ノ設備ガ完成ヲ致シマシテ、来年度ヨリ之ヲ開設スルコトガ出来ル運ビニナリマシタノデ、従来京都帝国大学ニ附属イタシテ居リマシタ福岡ノ医科大学ヲ京都ヨリ分離イタシマシテ医科大学ト工科大学トヲ合セテ九州帝国大学ヲ置クコトニ致シマシテ、帝国大学特別会計法ヲ是亦適用スルコトニ致スコトニシタイト考ヘマス次第デゴザイマス、從ツテ京都帝国大学ニ於キマシテハ福岡ノ医科大学ヲ分離イタシマスルノデ、従来ノ政府支出金額ニ異動ヲ生ジマス、京都ニゴザイマス帝国大学ニ對シテ政府ノ支出金ヲ定メル必要ヲ茲ニ生ジタノデゴザイマス、是則チ本案ヲ提出イタシマシテ御協賛ヲ願ヒマス理由デゴザイマス、尚ホ茲ニ添ヘテ申上ゲテ置キタイノハ、九州及東北帝国大学ノ經理ニ付キマシテハ、九州ニ於ケル工科、東北ニ於ケル理科大學ハ尚ホ創設中ニ属シマシテ、其支出金額ガ、完成ノ上デナケレバ確定スル訳ニ參リマセヌノデ、兩三年……當分ノ間、其會計經理ノ方法ハ、毎年度予算ニ定ムル所ニ依ツテ、一般会計ヨリ繰入レマシテ、之ヲ經理イタシテ參ル必要ガアルノデゴザイマス、第二条ニ於テ此事ヲ規定イタシテ置キマスル必要ガゴザイマスル次第デゴザイマス、大体右様ノ理由ヲ以チマシテ、本案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマス、宜シク御審議クダサレマシテ御協賛ヲ与ヘラレムコト

ヲ希望イタシマス

○伊澤修二君　チヨット文部大臣ニ質問イタシタイ、従来帝国大学ト云フモノハ、法科、理科、文科、医科、ソレダケノ四分科ガ備ハラナクテハ帝国大学トハナラナイト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマスガ、唯今文部大臣ノ仰シヤル所デハ、東北大学ハ医科、農科、理科デアルニ拘ラズ、帝国大学ト認メルト云フヤウニ御説明ニナツテ居リマスガ、イツカサウ云フコトニ變リマシタノデスカ、又ハ此會計ノコトノミニ付イテ帝国大学ト云フモノニシテ、大学ノ組織ハ矢張り従来ノ通りト云フ訳デアリマセウカ、其辺ガドウモ少シ理解サレヌカラ、ドウゾ明瞭ニ御答ヘヲ願ヒマス

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君）　御答ヘヲ致シマス、此九州及東北帝国大学ハ何レモ二分科大学ヲ包含スルコトノ出来ル運ビニナリマシタノデ、二分科以上包含スル所ノモノデアレバ之ヲ帝国大学トシテ、帝国大学特別会計法ヲ適用シテ宜カラウト考ヘマス、尚ホ九州及東北帝国大学ニ於キマシテハ、将来漸次之ガ完成ヲ図ツテ行ク方針デアリマス、左様御承知ヲ……

○伊澤修二君　唯今ノ御説明ニ依リマスルト、二分科以上包含スル所ノ大学デアレバ、帝国大学ト認メテ宜カラウト云フヤウニ御説明ニナリマシヤウデアリマスガ、然ラバ現今ノ帝国大学令ト云フモノハ如何デゴザイマセウカ、帝国大学令ト矛盾スルコトハ無いデゴ

ザイマセウカ、其事ヲ伺ヒタイ

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） チョット聴取り兼ネマシタデゴザイマス、モウ一ツ要点ヲ……

○伊澤修二君 重ネテ申上ゲマスガ、二分科以上ヲ持ツテ居ル所ノ大学ナレバ帝国大学ト認メテモ宜カラウト云フヤウニ、前キニ御説明ガアリマシタヤウニ聴取りマシタガ、果シテ然ラバ唯今ノ帝国大学令トハ少シク矛盾スル所ガアリハセヌカト本員考ヘマスガ、其点ハ如何デアリマセウカ、伺ヒタイ

○国務大臣（小松原英太郎君） 分リマシタ、ソレハ別ニ勅令ヲ出シマス積リデゴザイマス

一二五 貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案特別委員会議事録

〔第二十七回帝國議會貴族院帝國大学特別会計法中改正法律案特別

委員会議事速記録〕第一号 一九一一（明治四四）年二月二五日

委員氏名

委員長 伯爵松木 宗隆君 副委員長 伊澤 修二君

委員

子爵前田 利定君 男爵北大路實信君 男爵諫早 家崇君

澤柳政太郎君 平山 靖彦君 本間千代吉君

下村辰右衛門君

明治四十四年二月二十五日（土曜日）午後一時十五分開会

〔第一回会議（二月二十日）ニハ速記ヲ用キス〕

○委員長（伯爵松木宗隆君） ソレデハ是ヨリ前会ニ続キマシテ会議ヲ開キマス

○男爵諫早家崇君 チョット政府委員ニ御伺ヒ致シタイノデアリマス、前回ニ於キマシテ、九州帝国大学ニ医科ヲ設ケマスルト云フトデアリマシタガ、此九州大学ニハ医科ヲ設ケラレタ以上ハ矢張り薬剂科モ御置キナサル御計画デアリマスカ、又モウ一ツハ東北大学ニモ医科ヲ御設ケニナルカノヤウニ前会ニ於テ承リマシタガ、是ニモ矢張り其場合ニハ薬剂科ヲ御置キナサルノデアリマセウカ、チョット伺ヒマス

○政府委員（福原鎌二郎君） 九州帝国大学ノ医科大学ハ唯今福岡ニゴザイマスル、京都帝国大学福岡医科大学、斯ウ云フ名称デ既ニ開始イタシテ居ルモノガアリマス、ソレヲ九州帝国大学ノ医科大学ニ引キ直スコトニナリマス、唯今ノ福岡医科大学ニ於キマシテ薬学科ト云フモノハ置イテアリマセヌノデゴザイマス、ソレデ先ツ今日ノ所ハ其方ヘ薬学科ヲ加ヘ置クト云フ考ヘハ唯今マダ持ツテ居リマセヌ、ソレカラ東北帝国大学ノ医科大学、是ハマア早晚無論ヤルベキモノデアリマス、是ハ唯今仙台ニ医学専門学校ガゴザイマス、之ヲ引キ直スト云フ方ガ宜シイカ、或ハソレヲ廃メテ医科大学ヲ造ルト云フガ宜シイカ、ソレハ見方デゴザイマスガ、兎ニ角、医科大学

ガ出来マスレバ医学専門学校ハ無クナル訳デアリマス、其唯今ノ仙
台ノ医学専門学校ニハ薬学科ト医学科ト云フモノガ両方置イテゴザ
イマス、置イテゴザイマスガ、愈々東北帝国大学医科大学ト云フモ
ノヲ開始イタシマスルトキニ、医学科ト薬学科ヲ並べ置キマスカ、
或ハ医学科ダケヲ置キマスカ、其辺モマダ確ニドウモ考ヘガ決マツ
テ居リマセヌ

○伊澤修二君 私ハ先日ノ本会ニ於キマシテ文部大臣ニ質問ヲ致シ
マシタ、其結果、東北帝国大学並ニ九州帝国大学ノ分科ノ数ハ唯今
マデアリマスル所ノ帝国大学トハ違フ、其事ハ又イヅレ勅令ヲ以テ
定メラレル、斯ウ云フコトニ承知イタシマシタガ、其勅令ハイツゴ
ロ御出シニナルノデゴザイマセウカ、チヨット伺ヒタウゴザイマス
○国務大臣（小松原英太郎君） 御答ヘヲ致シマスガ、取調べテ見
マシタ所ガ、実ハ勅令ハ出シテゴザイマス

○伊澤修二君 出テ居リマスカ

○国務大臣（小松原英太郎君） 両方トモ出テ居リマス、ソレニハ
九州ノ方デ申シマス「九州帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各
学科開始ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム」ト云フコトニナツテ居リマス、
ソレデ九州デ申シマスト今度予算ガ通過イタシ、帝国大学特別会計
法中ノ改正法律案ガ通過イタシマスレバ之ニ依ツテ従来京都帝国大
学ニ附属シテ居リマシタ福岡医科大学ト云フモノハ引離シマシテ之
ヲ九州帝国大学ノ一ツノ分科ト定メルノデアリマス、ソレカラ法科

大学ハ今度ノ予算ガ通過イタシマスレバ、来年度ヨリ開始スルコト
ガ出来ル、此事ハ唯今読ミマシタ簡条ニ依リマシテ文部大臣ガ之ヲ
定メ省令デ以テ開始スルコトニナリマス

○伊澤修二君 唯今ノ文部大臣ノ御説明デ勅令ガ出テ居ルト云フコ
トハ分リマシタガ、其勅令ニハ分科大学ノコトハ文部大臣之ヲ定メ
ルト云フコトニナツテ居ルコトニ承知シマシタガ、其省令ハイツ御
出シニナリマスカ

○国務大臣（小松原英太郎君） 是ハ此予算ガ通過イタシマシタ曉
ニ出シマス考デアリマス

○伊澤修二君 チヨット私ハ尚ホ此質問ヲ致シ、後ニ又意見ヲモ申
サウカト思ヒマスガ、元来文部省デ今日マデ採ツテ居ラレマス所ノ
方針ニ依リマス、帝国大学ト云フモノハ少クモ四分科ヲ持ツテ居
ルモノデナケレバナラヌト云フコトニ、殆ド数十年來決マツテ居ル
ト申シテモ宜シイヤウニ思フ、併ナガラ之ヲ帝国大学令ニ依ツテ見
マスト云フト、帝国大学令ノ第二条ニハ「帝国大学ハ大学院及分科
大学ヲ以テ構成ス」トアリマス、第九条ニハ「分科大学ハ法科大学
医科大学工科大学文科大学理科大学農科大学トス」ト斯ウ書イテア
リマス、ソコデ従来ノ御方針ト云フモノハ先ヅ是ハ後ニ必要ガアレ
バ申シマスガ、唯今ハ暫ク申シマセヌガ、第二条ノ御解釈ト云フモ
ノハ文部大臣ハドウ云フ風ニ御覽ニナツテ居マスカ、チヨット伺ヒ
マス

○国務大臣（小松原英太郎君） 第二条ハ「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス」ト云フコトデゴザイマスカラ、大学院ト分科大学ト中ニアル、ソレカラ第九条ハ持つテ行ツテ分科大学ハコレトス、此時ハ東京ノ帝国大学ノミカト思ヒマス、其後京都帝国大学ガ出来タ時ニ京都帝国大学ニ於テハ帝国大学令第九条ニ拘ラズ、コレノ分科ヲ置クト云フコトニナツテ居ル「京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依ラズ法科大学第一医科大学第二医科大学文科大学及理工科大学トシ第二医科大学ハ之ヲ福岡ニ置ク」斯ウ云フコトニナツテ居リマス、ソレデ必シモ第九条ノ各分科ヲ開始シナケレバナラヌト云フコトデハ無カッタ、帝国大学令ノ出来タ時分ニハ東京ノハ是ダケノ分科大学ハアリマスノデ、京都ハサウ云フコトハゴザイマセヌ、此九条ニ拘ラズ京都ニ付イテハ規定ヲシタノデアリマス、東北大学ハマダ創設中ニ属シマスノデ、愈々何分科ヲ以テ九州及東北帝国大学ノ分科ト定メルカト云フコトハ先キニ行カナケレバ分ラヌ、漸次完成ヲ図ツテ出来次第ニ文部大臣ガ開始スル期日ヲ公示イタシマシテ、ソレデ若シ東北ハ此上ニ医科ナリ工科ナリヲ拵へ、九州ノ方デハ理科ヲ加へル、農科ヲ加へル、凡ソ是デ九州帝国大学東北帝国大学ハ先ヅ是デ完成スルト云フ所ニ至ツテ、分科ヲ定メルコトニシヤウト考ヘテ居リマス

○伊澤修二君 併シ京都帝国大学ニ於テモ矢張り四分科以上ニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ此度ノ東北帝国大学九州帝国大学ト

云フモノハ二分科ヲ以テ今成立タムトシツ、アルノデアリマスガ、二分科デモ無論宜シト云フ御考ヘデアリマスガ、チヨット同ヒタウゴザイマス

○国務大臣（小松原英太郎君） 二分科デ開設シテ宜シト当局者ハ考ヘマス、漸次完成ヲ計ツテ行クノデアリマス、二分科出来マシタ以上ハ開設シテ宜シイ又管理上ニ於テ之ヲ他ニクツツケテ置クコトハ甚ダ事実困難デアリマス、二分科出来マシタナラバ開設シテ宜シト考ヘマシテ、其順序ニ致ス考ヘニシタ訳デアリマス

○伊澤修二君 私ハモウ本来此二分科デ開設セラレルト云フコトハ最モ同意ナノデゴザイマスルカラ、多年ノ持論デアリマスルカラ、事柄ニ於テハ極賛成デアリマスガ、二分科ノ帝国大学ガ成立ツト云フコトノ御考ヘデアルト云フコトヲ此所デ明ニ伺ツテ置ケバ、ソレデ大ニ文部省ノ御方針モスツカリ定マル訳デアリマスカラ、是ダケハ能ク一ツ伺ツテ置キタイト思ヒマシタノデスガ、全く二分科デ宜シト云フ御考ヘデアリマスガ

○国務大臣（小松原英太郎君） 其積リデアリマス

○平山靖彦君 尚ホ伺ヒマスガ、東北帝国大学、九州帝国大学ト云フモノハ構成ト云フモノハ既ニ御発令ニナツテ居リマスガ

○国務大臣（小松原英太郎君） 構成ト云フモノハ書イテゴザイマセヌ、何々分科ヲ以テ構成スト云フコトハ書イテ無イ、ソレカラ何々分科トスト云フコトモ書イテナイ、唯一「東北帝国大学ノ分科大学及

大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム」創設中デアリマ
ルカラ、段々ニ定メテ行ク、ソレデ九州帝国大学、東北帝国大学ヲ
置クト云フコトハ勅令デ決マツテ居リマス

○平山靖彦君 尚ホ伺ヒマスルガ、サウスルト帝国大学ノ構成ト云
フモノハ二分科以上ヲ以テ御組織ニナルト云フ御方針デゴザイマス
ルガ、単独ノ帝国大学ト云フモノハ御置キニナラヌト云フ御見込デ
アリマスルカ

○国務大臣（小松原英太郎君） 御尋ネノ通りデアリマス、二分科
以上ヲ以テ組織スル、単独ノ大学ハ帝国大学トハ言ハナイ積リデア
リマス

○平山靖彦君 尚ホ伺ヒマスルガ、単独デハ出来ナイト云フ理由ヲ
一ツ伺ヒタイノデアリマス

○国務大臣（小松原英太郎君） ソレハ唯今ノ帝国大学令ト云フモ
ノガ、サウ云フ風ニ出来テ居ルノデアリマス

○平山靖彦君 唯今ノ大学令デゴザイマスルト、数科ヲ合セタモノ
ヲ以テ組織スルコトニナツテ居マスルガ、尚ホ今日ニナツテ二科以
上ナラバ帝国大学トスルト云フコトニマデ御変更ニナツタト見レバ、
単独デモ大学ヲ置カレヌト云フ理由ハ無ササウノヤウニ考ヘマスル、
其単独デハ置カレヌト云フ理由ヲ一ツ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス
○国務大臣（小松原英太郎君） 此帝国大学令ニ於キマシテハ謂ハ
ユル綜合主義ヲ採ツテ居ルノデアリマシテ、是ハ外国ノ例ヲチヨツ

ト引イテ御説明イタシタ方ガ仕易イカモ知レマセヌガ、諸外国デハ
日本ノ帝国大学ト云フモノハ「ユニヴァーシティー」ト言ツテ居リマス、
「ユニヴァーシティー」ナルモノハ分科ノ總括シタモノ、其意味ノ名称
デアルト考ヘマス、サウスレバ帝国大学ト言ヘバ二分科以上ノモ
ノ、綜合シタモノガ帝国大学「ユニヴァーシティー」ト云フモノデアラ
ウト思フ、ソレデ此帝国大学ト云フモノハ二分科以上ノモノデナケ
レバ帝国大学ト云フベキモノデナカラウト考ヘマス、併シ外国ナド
ニハ大学ト言ハズシテ、大学程度ノ農業若クハ工業等ニ属スル学校
ガゴザイマスル、独逸ノ如キハ矢張り高等ノ学校ト云フ名称ノ中ニ
包含サレテ居ルヤウデアリマス、其学科ノ程度ハ大学ト変ラヌモノ
ガ出来テ居リマス、是ハ茲ニ謂フ帝国大学ト云フモノトハ別ナ性質
ノモノニナツテ居ルヤウニ思ヒマス

○澤柳政太郎君 私ハ意見ヲ述ベタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイ
マスカ

○委員長（伯爵松木宗隆君） 如何デセウ、モウ御質問ガゴザイマ
セヌケレバ、是デ……

○伊澤修二君 チヨツト私ハ一ツ伺ヒタイ、此分科大学ノコトハ誠
ニ能ク分リマシタガ、今日仙台ノ医学専門学校デアリマシテモ、或
ハ札幌ノ農学校デアリマシテモ、今此法律ガ改マレバ無論、此帝国
大学特別会計ノ方ニ移ルト云フコトニナリマスケレドモ、是ハ余ホ
ド変体ノモノデアルヤウニ本員ハ思フノデアリマス、帝国大学ノ特

別会計法ノ出来タ所以ハ何デアルカト云フト、実ハ大学ト云フモノヲ独立ノモノニシテ行クノニハ特別ノ規定ガ無イト云フト、普通ノ会計法デア行カレヌカヲシテ、アノ特別会計法ト云フモノガ即チ定メラレテ居ルト云フコトデアリマスルガ、今日此方デ見マスト云フト、大学ノ会計ヲ特別会計ニセニヤナラヌト云フヤウナ部分、即チ眼目ノ所ハ皆ナ取除キニナツテ居ルヤウナ風ニ見エマストノデスガ、サウ云フコトヲシテマデモ此帝国大学特別会計法ニセネバナラヌ必要ハ何所ニゴザイマセウカ、矢張り今マデノ通りニセラレテ置イテモ聊カ差支ハ無カラウ様ニ思ヒマスケレドモ、其点ヲ一層明ニ御示シテ願ヒタイ

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答へ致シマスガ、是ハ実ハ京都帝国大学ト福岡ノ医科大学トハ分離スル為ニ茲ニ京都帝国大学ニ対スル支出金ト云フモノヲ決メナケレバナラス、是ガ眼目デアリマス、京都帝国大学ニ在ツテハ毎年金八十四万円ト決メテ行カネバナラス必要ガ起リマシタカラ此改正案ヲ提出イタシマシタ、是ガ眼目デアリマス

○伊澤修二君 イヤ、分リマシタ
○平山靖彦君 尚ホ伺ヒマスガ、札幌ノ農科大学ハ御承知ノ通り頗ニ独立ヲ希望シテ居ルノデアリマスケレドモ、……分離ヲシタイト云フコトデアリマス、トコロガ唯今御説明ニ依リマストイケナイ、サウ致シマスレバ将来又札幌ニ於テ他ノ分科ヲ加ヘルト云フコ

トニナレバ矢張り独立スルコトガ出来ル御見込デゴザイマセウカ、ソコヨ尚ホ伺ヒマス

○国務大臣（小松原英太郎君） 勿論、将来他ノ分科ガ出来レバ独立ガ出来ル訳デアリマスルガ、札幌ニ又他ノ分科ヲ拵ヘテ、彼所ニ又独立ノ帝国大学ヲ作ルト云フ考ヘハ今無イノデゴザイマス

○平山靖彦君 是ハ将来ノコトデアリマスカラ、唯今ノ所ハモウソレデ……

○委員長（伯爵松木宗隆君） 先刻、御話ノ分科ノ数ヲ大臣ガ定メルト云フコト、ソレハイツ何年ニ出タノデアリマスカ

○国務大臣（小松原英太郎君） 昨年……

○子爵前田利定君 唯今、伊澤君ノ御質問モゴザイマシタガ、ソレト始ト似タ質問デゴザイマスルガ、東北大学、九州大学ハ是カラ創立ニ成リカ、ルノデアツテ、是マデ東京帝国大学ヤ京都ノ帝国大学トハ大ニ趣ヲ異ニシテ居リマス、東京帝国大学ヤ京都ノ帝国大学トナリマスト学校図書館ノ特別会計ノ中ヨリ引抜イテ別ニ帝国大学特別会計法ト云フ会計法規ヲ立テ、会計ノ始末ヲスル必要ガアルト云フコトハ明デアリマスルガ、是カラ分レムトシテ生レツ、アル、極ク未完成ナモノデ未ダ十分独立スルダケノ形ヲ具ヘテ居ラナイ、新シキ両大学ニ対シマシテハ是マデノ通り学校図書館ノ特別会計ノ中ヘ挿入シテ置ケバ、ドレダケノ障リノアルモノデアリマセウカ、学校図書館ノ会計中カラ引抜イテ東京帝国大学ヤ京都帝国大学ノ如キ

モノ、中へ挿入シナケレバナラナイト云フ痛切ナ必要ハ何所ニ在ル
ノデアリマセウカ其点ヲ一応伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松浦鎮次郎君) 唯今ノ御尋ネニ御答へ致シマスガ、
成ルホド今マデハ九州帝国大学、東北帝国大学ハ学校図書館ノ特別
会計法ノ支配ヲ受ケテ居リマシタノデアリマスルガ、元来此大学ニ
付キマシテハ東京帝国大学、京都帝国大学、各々一校ヅ、デーツノ
特別会計ヲ作ツテ居リマシテ、他ノ諸学校ノ方ハ之ヲ一括シテ一ツ
ノ特別会計ヲ作ツテ置クト云フコトノ主義ニナツテ居リマス、唯今
マデノ所ハ東北帝国大学ノ農科大学、九州帝国大学、是ハマダ工科
ダケヨリシカ無イノデアリマスガ、ソレダケハ今度マダ未完成ノ状
態デアルト云フノデ、学校図書館ノ特別会計ノ中へ入レマシテ、便
宜其方デ支配シテ行クコトニシテアリマスガ、元来此大学ト云フモ
ノヲ京都大学、東京大学、一ツノ特別会計ニシマシテ、学校ノ
方カラモ図書館ノ方カラモ除イテアリマスノハ、詰リ大学ト云フモ
ノデアリマス、其学校ノ規模モ大キイモノデアリマスルシ、之ヲ
各学校ノ中へ入レルト云フコトハ却ツテ不便デアルト云フ趣意カラ
是ダケハ分ケマシタノデ、学校図書館ノ方デ申シマスルト一本ニナ
ツテ居リマスカラ、其一本ノ中デ各学校互ニ融通ヲシヤウト云フヤ
ウナ関係モアリマスルシ、其学校毎ニ分レテ居ルノデハ無イノデア
リマスガ、大学ノ方ハサウ云フ学校ノ性質上、他ノ学校ト互ニ融通
ヲ仕合フ性質ノモノデ無クシテ、是ハ一ツノ各々特別会計ヲ作ル

ト云フコトガ主義ニナツテ居ル、ソレデ今度出来マス東北帝国大学、
九州帝国大学モ、マダ今年ノ所デハ……来年度ノ所デハ未ダ一年ダ
ケデアリマスケレドモ、是ガ二年三年ト段々ニ学級モ完成シテ參ル
コトニナリマス、是ハドウシテモ他ノ学校図書館ト云フモノト区
別シテ矢張り東京京都ノ大学ト同ジク一ツノ特別会計ヲ作ルト云フ
從來ノ主義ニ倣ツタノデアリマス

○子爵前田利定君 今ノ御説明デ能ク分リマシタ、ガ伊澤君ノ申サ
レタ通り東京帝国大学ヤ京都帝国大学ニ於キマシテハ毎年金ガチャ
ント決マツテ居リマシテ、予メ此金デ以テ学校ノコトハ全部請負ツ
テ居リマス如キ觀ガアルノデ、成ルホド一ツノ特別会計ヲ立テ
ルダケノ値打モアリ又便宜モアルコト、考ヘマス、成ルホド東北ヤ九
州ノ如キハ大学ト云フ名ハ大デアツテ規模モ他ノ学校ヨリモ比較的
不完全ナモノトハ云ヒナガラ大キイニ違ヒアリマセヌケレドモ、毎
年斯ウ云フ定マツタル金額ト云フモノデ無ク、詰リ必要ニ応ジテ一
般会計カラ予算ニ從ツテ繰入レルコトニナツテ居リマス、又予備費
ノ如キモ別ニ東京帝国大学、京都帝国大学ノ如ク資金ハ持つテ居ラ
ナイノデ、避クベカラザル支出ヤ予算外ノ支出ハ矢張り一般会計ノ
方カラ繰入レルト云フコトニナルト、別ニ特別会計ヲ立テルダケノ
価値ハナイ、又便宜モナイカノヤウニ考ヘマスル、骨ガマルデ抜カ
レタヤウナ觀ガアルヤウニ本員ハ思ヒマスガ、其点ハ如何デアリマ
スカ

○政府委員（松浦鎮次郎君） 御答へ致シマスガ、成ルホド来年度

ノ所……マアコ、二年ノ所ハ此新ニ出来マスル所ノ大学ハマダ完成ハ致サヌノデアリマスカラ、支出金ヲ一定スル訳ニハナリマセス、支出金ヲ一定スルコトガ出来ナイカラ予備費ヲ設ケルト云フコトモ出来ナイコトニナリマスガ、併ナガラ例ヘバ大学デアレバ資金ト云フモノモ場合ニ因ツテハ造リ得ルト云フ規定ノ如キ、サウ云フコトハ学校図書館ノ方ニハアリマセヌガ、大学ニ付イテハ其学校ノ特別ノ性質上サウ云フ規定ガ設ケテアリマス、其規定ノ如キハ詰リ此兩帝国大学ニモ適用サレルコトニナル、マルデ其骨抜キノミ、テ少シモ学校図書館特別会計ノ支配ヲ受ケルノト、マルデ違ヒハナイト云フノデハナカラウト思ヒマス、ソレカラ支出金ヲ一定シナイト云フコトハコ、両三年ノ間ハサウ云フコトハ出来マセヌガ、是ガ完成ニ伴ツテドウシテモ支出金ヲ一定スルト云フ、即チ東京京都兩大学ト同シ振合トナルベキ今途中ニアル、デアリマスカラ今ハ其点ハ東京京都兩大学ト同ジヤウニハ参リマセヌガ、是ハ詰リ同ジヤウニナルベキ順序デアル、斯ウ考ヘテ居リマス

○委員長（伯松松木宗隆君） モウ他ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ全部ヲ議題ニシテ、御討議ガアレバ御討議ヲ願ヒマス

○澤柳政太郎君 此案ハ分リニクイヤウニモ考ヘラレマスガ、私ノ解釈スル所ニ因レバ従来東京京都帝国大学ニ対シテノミ適用ニナツタ特別会計法ヲ此四月カラ開始セムトスル所ノ九州東北兩帝国大学

ニ適用ヲスル、尚ホ其内ニ於イテ資金ヲ一定スル、或ハ予備金ヲ其内ニ設ケルト云フコトニ過ギヌ、サウ云フ特別ヲ設ケテ兩帝国大学ノ為ニ特別会計ヲ設置スル案ダラウト思フノデアリマス、而シテ此兩帝国大学ハ既ニ数年前ヨリシテ予算ニ於テ政府ハ九州ニ工科大学ヲ設ケ医科大学ト共ニ九州帝国大学ヲ造ラウ、又仙台ニ医科大学ヲ建設シテ札幌ノ農科大学ト共ニ東北帝国大学ヲ構成セムトスルト云フ趣意ハ明瞭ニナツテ居リマス、即チ之ヲ本年ノ四月カラ開始セムトスルノデアリマシテ、従来ノ帝国大学ニ特別会計法ガ無ケレバ兎ニ角、既ニアル以上ハ此新設セムトスル所ノ兩帝国大学ニ其適用ヲ及ボスト云フコトハ誠ニ当然ノ事デアラウト思ヒマス、尚又色々他ノ諸君カラ御質問モアリマシテ、兩帝国大学ハ二ノ分科ヲ以テ成立ツト云フト不完全ノ感ガアリマスルガ、此特別会計ヲ設置スルコトハ漸次其完成ヲ期スル上ニ於テ便宜ニナルコト、思フノデアリマス、私ハ原案ニ対シテ何等ノ異議ハアリマセヌ、賛成ヲ表シマス

○伊澤修二君 本員モ一ツ意見ヲ申述ベタイト存ジマス、先刻文部大臣ニ質問イタシマシタ中ニモ既ニ其意ハホノメカシテ置イタヤウナ訳デアリマスガ、従来文部省デ大学ニ付イテ既ニ採ツテ居ル所ノ方針ハ即チ帝国大学「ユニヴァシチー」此「ユニヴァシチー」ト云フモノハ、ドウシテモ四分科以上ノ分科ヲ以テ構成シナケレバナラヌト云フコトハ殆ド是ハ文部省ガ数十年間守ツテ居ツタ所ノ先ジ金城鉄壁トモ言ツテ宜イモノデアッタノデゴザイマス、トコロガ此度

ハ東北帝国大学並ニ九州帝国大学ニ於テハ二分科ヲ以テ足レリトスル、将来ハイザ知ラズ即チ帝国大学ト云フモノハ二分科ヲ以テ構成スルコトガ出来ルト云フコトニナツタ、是ハ大改革デアルト私ハ思ヒマス、実ニ大改革デアル、シカモ是ハ私ドモ数年ドコロデハナイ殆ド二十年間之ニ向ツテ奮闘シテ居ツタ所ノ問題デアリマス、ソレデソレニ付イテハ度々私モ文部当局者ニ向ツテ申シタコトモアル、又高等教育會議ニ於テ申シタコトモアル、此四分科ヲ以テ成立シタモノデナケレバ大学トセスト云フコトハ余ホド無理ナ話デアル、唯今ノ東京帝国大学ノ成立ツテ来タ歴史ヲ考ヘテ見テモ分ル、即チ開成学校ト云フモノガ法理文ノ三学科ト云フモノカラ成リ、遂ニ帝国大学トナツタコトヲ考ヘテ見テモ分カルコトデアル、四分科デナクテハ帝国大学デナイト云フコトハ実ニ事理ヲ解セ又見解デアルト云フコトマデモ屢々私ハ言ウタコトガアルノデアリマス、殊ニ澤柳君ナドハ最モ能ク其歴史ハ御承知デアラウト思フ、トコロガ其歴代ノ文部大臣ハ如何ナル次第デアリマスカ何分之ヲ断行スルコトガ出来ナカツタノデアリマス、然ルニ今日ニ至リマシテ此二分科ヲ以テ成立ツタ所ノ此帝国大学ト云フモノガ出来タト云フコトニ付イテハ私ハ滿胸ノ賛成ヲ表シマス、ソレデソレハ唯今文部省ノ政府委員カラモ御説明デ見ルトマダ不完全デアルト云フヤウナ御説明モアツタヤウデアリマスガ、物ノ完全不完全ト云フコトハ決シテ唯此学問上、又ハ学説ノミカラ言フベキコトデナイ、矢張り国ノ形勢ヲモ能ク考

ヘナイト、今日ハ二分科クラキガ東北ニハ丁度相当デアル、誠ニ相当デアル、ソレカラ寧ロ此京都トカ此東京トカ云フ、謂ハユル見テ完全トスル所ノ五分科ダノ六分科ダノト云フ広大ナモノヲ拵ヘルヨリ、二分科クラキノ大学ガ、モウ少シ諸方ニ分レテ出来ル方ガ、今日ノ国ノ形勢トシテハ寧ロ適當ノモノト思フ、既ニ此北陸ニモ大学ヲ置キタイト云フ望ミガアルト云フコトハ略々本員ナドモ承知シテ居リマス、是モ二分科クラキノ大学ガ出来レバ實ニ国家ノ慶事デアルト思フ、ダカラ決シテ是ハ唯不完全ナガラ二分科デ足リルト云フコトデナイ、二分科クラキノ大学ヲ是カラ御拵ヘニナルト云フコトハ一ツノ好イ模範ガ出来タモノト本員ナドハ考ヘマス、ソレデドウカ此点ハ又本会ニ委員長ヨリ御報告ニナル際ニモ二分科ヨリ成ル所ノ帝国大学ガ出来タト云フコトハ明ニ御報告クダサルヤウニ願ヒタイト云フノデアル、或ハ文部大臣ノ御説明ヲ煩ハスコトガアルカモ知レマセヌガ、ドウゾ其点ハ明ニ一ツ本議場ニモ御報告ニナルヤウニ致シタイト云フ希望ヲ附加ヘマシテ、私ハ本案ニ大賛成ヲ致シマス

〔原案ニ賛成一ト呼フ者アリ〕

○委員長（伯爵松木宗隆君） 他ニ別段御意見ガ無イヤウニ認メマスカラ、本案ヲ採決ニ付シマス、御賛成ノ方ハ御手ヲ御拵ゲヲ戴キタイ

総員 挙手

○委員長(伯爵松木宗隆君) 全会一致ト認メマス、ソレデハ是デ
散会

午後二時二分散会

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵松木 宗隆君

伯爵 松木 宗隆

子爵前田 利定君 男爵北大路實信君 男爵諫早家崇君

貴族院議長公爵徳川家達殿

澤柳政太郎君 平山 靖彦君 伊澤 修二君

〔伯爵松木宗隆君演壇ニ登ル〕

本間千代吉君 下村辰右衛門君

○伯爵松木宗隆君 御報告申上ゲマス、本案ハ御覽ノ通り極ク簡單

國務大臣

文部大臣 小松原英太郎君

ノ案デアリマシテ、此度札幌農学校ト仙台ノ理科大学トヲ以テ東北

政府委員

文部省専門 学務局長 福原鎌二郎君 文部書記官 松浦鎮次郎君

シテ、愈々来年度ヨリ帝国大学トシテ開始セラル、コトニナリマシ

二二六 貴族院帝国大学特別会計法中改正法律案第一読会ノ統

〔第二十七回帝國議會貴族院議事速記録〕

第一一号 一九一一年(明治四四年)三月一日

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四ニ移リマス、帝国大学特

別会計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一読会ノ統、委

員長報告

〔左ノ報告書ハ朗読ヲ経サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下

之ニ做フ〕

帝国大学特別会計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月二十五日

右特別委員長

ニ抛リタイト云フノ案デアリマシテ、言ハバ施設上ノ結果、自然ノ
要求ト云フニ過ギナイコトデアリマスカラ、委員会ニ於キマシテハ
別段何モ議論ハ無カッタノデアリマス、ノミナラズ委員ノ一人ノ方
ハ予ネテヨリ二分科ヲ以テ大学ヲ組織スルノ意見ヲ懐イテ多年当局
者ニ其意見ヲ吐露シテ居ッタニ拘ラズ、文部省ハ固ク四分科主義ヲ
執ツテ、少クトモ四分科以上ナラデハ帝国大学ヲ組織シナイト云フ
ヤウナ、恰モ四分科ヲ以テ金城鉄壁ノ如ク保持セラレテ居ッタノハ
頗ル遺憾トシテ居ッタ所デアル、トコロガ此度文部省自ラ進ンデニ

分科主義ニ移ツテ、並ニ東北大学並ニ九州大学ノ開設ヲ見ルヲ得タノハ文部省ノ大改革デアツテ、独り自分ノ満足スル所ナルノミナラズ、今日ノ国勢ノ下ニ於テハ此二分科ヲ以テ大学ヲ組織シテ行クト云フコトハ文運ノ発達ヲ促進スル上ニ於テ捷徑デアルト云フヤウナル熱心ナル賛成ヲ表サレタノデアリマス、殊ニ委員長ニ、此度文部省ガ二分科ヨリ成ル所ノ大学ヲ組織シタト云フコトヲ明カニ報告ノ中ニ加ヘテ呉レト云フコトノ御注文ガアリマシタカラ、旁々大要ヲ申上ゲテ置キマス、其他ハ速記録ニ譲リマシテ、今一ツ申添ヘテ置キタイノハ、過日本議場ニ於キマシテ文部大臣ヨリ本案提出ノ説明ノ際ニ、勅令ハ追ツテ出ル筈デアルト云フ御答弁デアリマシタガ、委員会ニ於キマシテハ、是ハ全ク覺エ違ヒデアツテ、既ニ勅令ハ明治四十年及四十三年ノ兩度ニ發セラレテ居ッタノデアルカラ訂正シテ置クト云フコトデアリマシタ、尚ホ一ツ漏ラシマシタガ、委員ノ中ノ一人ノ方ヨリシテ同ク賛成ノ意見デアリマシタガ、其御意見ハ固ヨリ此兩大学トモ二分科ヲ以テ止マルノデハナイノデアツテ、漸次分科ノ數ヲ殖ヤシテ行カル、ノデアラウカラシテ、ソレニハ本案ニ依ツテ特別會計ノ適用ヲ今カラ受ケテ行クト云フコトハ大ニ便利デアラウト云フヤウナ意味デ賛成ヲ表サレタノデアリマス、先ヅ委員會ニ於キマシテノ大要ハ斯ノ如キ次第デアリマシテ、何モムヅカシキコトナク全会一致ヲ以テ可決ニ相成リマシタ次第デアリマス、

此段御報告申上げマス

○伊澤修二君　チヨット文部大臣ニ御質問ガアリマスガ、成ルホド委員會ニ於キマシテハ文部大臣ヨリ勅令ハ既ニ出テ居ルト云フコトヲ承知イタシマシテ我々ハ熱心ニ賛成イタシタ一人デアリマス、トコロガドウモ能ク調べ見マスト云フト、京都帝国大学ノ場合ニハ三十年ノ勅令第二百九号ヲ以テ即チ其第二条ニ「京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依ラス法科大学第一医科大学第二医科大学文科大学及理工科大学トシ第二医科大学ハ之ヲ福岡ニ置ク」斯ウ行フコトガ勅令デ出テ居リマス、此度出マシタ勅令ト云フモノハ斯様ナモノトハ違ツテ居ルヤウニ考ヘマスガ、文部大臣ハ即チ此度出タ勅令ニ依ツテ即チ此分科ノ數ハ定メラレル、左様ニ御認メデゴザイマセウカ、即チ先例ニハ依ラザルコトデアルト云フ御意思デアリマスカ、其点ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス

〔政府委員岡田良平君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長（公爵徳川家達君）　岡田文部次官

〔政府委員岡田良平君演壇ニ登ル〕

〔伊澤修二君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長（公爵徳川家達君）　岡田文部次官ニ發言ヲ許シマシタ

〔伊澤修二君「私ハ文部大臣ノ説明ヲ請ヒマシタ」ト述フ〕

○政府委員（岡田良平君）　チヨット御答ヘ致シテ見マシテ、不完

全デアレバ……

〔伊澤修二君「私ハ……」ト述フ〕

○議長（公爵徳川家達君） 伊澤君ニ申シマスガ、発言ヲ求ムルトキハ「議長」ト御呼びテ請ヒタイト思ヒマス

〔伊澤修二君「議長」ト呼フ〕

○議長（公爵徳川家達君） 唯今、文部次官ニ発言ヲ許シマシタカラ伊澤君ニ発言ヲ許サナカッタノデアリマス

○政府委員（岡田良平君） 唯今御尋ネノコトニ付キマシテ御答ヘ致シマス、若シ不完全デアリマスレバ更ニ御尋ネヲ願ヒマス、京都

帝国大学ノ規定ニ於キマシテ京都帝国大学ハ帝国大学令第九条ノ規定ニ関ラズ何々分科ヲ以テ成立スルト云フコトニナツテ居リマスノハ、是ハ其京都帝国大学ノ分科ハ帝国大学令第九条ト違ツタ分科ヲ置イテアリマスノデアリマス、帝国大学ノ分科ハ、法、医、工、文、理、農、此六分科ヲ以テ成ツテ居リマスノデアリマス、然ル所ガ京都帝国大学ハ、理科ト云フモノモアリマセヌシ、工科ト云フモノモアリマセヌシ、ソレヲ併セテ理工科ト云フ別段ノ名前デ成立ツテ居リマス、又医科ト云フモノモ第一医科、第二医科、此ニツカラ成立ツテ居リマシテ、帝国大学令ノ規定ト其点ニ於テ違ツテ居リマスルガ故ニ、帝国大学令第九条ノ規定に關ラズ斯クノノ分科ヲ置クト、斯ウ云フ風ニ別段ノ規定ガアルノデアリマス、然ルニ今回設置イタシマスル所ノ東北及九州ノ帝国大学ニ於キマシテハ、第九条ニアリマスル所ノ分科ノ中ノ或ルモノヲ以テ構成イタスノデアリマスルカラシテ、別段ニ京都帝国大学ノ為ニ設ケラレマシタヤウナ勒

令ノ必要ハ無イノデアリマス

○伊澤修二君 文部大臣ニ於カレマシテモ唯今ノ次官ノ御説明ノ通リノ御考ヘデアリマスカ、チョットソレヲ伺ヒマス

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答ヘ致シマスガ、御質問ニ対シマシテハ唯今文部次官カラ御答ヘ致シマシタ通りデゴザイマス、本官カラ尚ホ此事ヲ御答ヘ致シテ置キマス

○鎌田榮吉君 本員モ文部大臣ニ御質問ガアリマスガ、四分科ヲ以テ帝国大学ヲ組織スルト云フノハ従来ノ方針デス、ソレヲ二分科ニテモ宜シイト云フコトニナリマシタノデアリマスガ、モウ一步進シダナラバ一分科デモ宜イト云フコトノ文部省ノ御方針デアリマスカ、ト申スノハ帝国大学ヲ組織スルガ為ニ数科ヲ設ケルト云フコトハ、ドウモ研究ノ便利トカ何トカ云フ理由ガアルヤウニ承ツテ居リマシタガ、是ハ仙台ト北海道、或ハ岡山県ト福岡県ト云フヤウナ遠隔ノ土地ニ分科大学ヲ設ケテ何カ便利ガアルノデアリマスカ、岡山県ナラバ京都大学ニ何カ調ベルコトガアレバ出て行クノニ近い、仙台ハ東京ニ来タ方ガ近いカモ知レヌ、然ルニ何ヲ苦ンデ北海道ト仙台、福岡県ト岡山県ヲ併セテ大学ヲ組織シテ、ソレデ或ル形式ニ合ヒサヘスレバ宜イノデアアル、斯ウ云フ御考ヘデアリマスカ、チョット伺ヒマス

〔政府委員岡田良平君演壇ニ登ル〕

○政府委員（岡田良平君） 今回、二文科ヲ以テ大学ヲ創メマシタニ付イテハ二文科ヲ待タズ一分科デモ宜イヂヤナイカト云フ御意見デアリマシタガ、是ハ抑々学者間ニ議論ガアリマスルコトデ、仮令土地ガ遠隔デアツテモ二文科デ構成スル方ガ一分科ヨリ宜イト云フ説モ段々アリマスル、目下当局者ニ於キマシテ先ヅ少クモ二文科ナクテハナラヌト云フ考ヘヲ持ツテ居ルノデアリマス、外国アタリモサウデアリマス、少クモ三分科ヲ有セザレバ帝国大学……「ユニヴァーシティー」ト云フ名ヲ称スルコトヲ得ズト云フ法律ヲ設ケテ居ルヤウデアリマス、先ヅ二文科ニシタナラバ宜カラウ、二文科以下デハ帝国大学ト称スルコトハ不適當デアラウカト云フコトノ考ヘヲ今日ハ持ツテ居リマスガ、併ナガラ一分科ヲ帝国大学ト称スルコトヲ得ルヤ否ヤト云フコトハ、実ハ抽象的ノ議論トシテハ色々議論ガアリマスケレドモ、今日デハ未ダ實際問題トナツテ居リマセヌノデス、ドウゾ……

○鎌田榮吉君 スカル制ヲ御設ケニナルニハ何カ理由ガアルダラウト思ヒマス、唯外国デハ三分科以上トカ、或ハ学者ガ議論ヲシタト云フ御話モアリマスルケレドモ、殆ド理由トスベキコトガ分ラナイ、何故ニ斯カル制ヲ設ケルノデアルカ、若シ設ケルナラバ必ず相接近シテ研究ノ便利ガアルトカ云フヤウナ根拠ガ無ケレバナラス、唯徒ラニ二科以上ト云フ名義ニ合ヒサヘスレバ、土地ガ何百里離レテ居ツテモ宜イト云フコトデハ、大学ヲ設置スル根拠ガ分ラナイ、モ

ウ一ツ御説明ヲ願ヒタイ

〔政府委員岡田良平君演壇ニ登ル〕

○政府委員（岡田良平君） 外国ニ例ガアルト云フバカリデ申シタノデハナカッタノデスガ、分科ガ沢山アリマスルト御互ニ研究上ノ便利ガアリマスルシ、或ハ教授ノ融通ノ便利ガアリマスルシ、或ハ又設備上ノ便利モアリマスルシ、色々ノ点ニ於テ便利ガアルコトハ疑ヒナイコトデ、其便利ハ同ジ場所ニ在リマスル方ガ大ナル便利ガアルコトハ申スマデモナイコトデアリマス、仮令遠隔ノ地ニ在リマシテモ是ガ同一大学ノ中デアリマシタナラバ、色々ノ点ニ於テ便利ガアリマスル、ソレ故ニ仮令遠隔デアツテモ矢張り之ヲ合併シテ一大学ト致シタ方ガ宜イト云フ考ヘヲ以テ計画ヲ立テ、居ルノデアリマス

○鎌田榮吉君 スノ如キ便利ノ理由デアリマスルナラバ、全国各所ニ種々ノ分科ヲ設ケラレマシテ、ソレガ全国相通ジテ何レノ所ニモ行ケル、例ヘバ仙台ニ在ル分科ハ東京ニ来テモ北海道ニ行ツテモ宜イ、岡山カラ京都ニ行ツテモ九州ニ行ツテモ宜イト云フコトナラバ幾ラカ無論ソレハ出来ナイコトハアリマスマイト思ヒマスガ、或ハ各所ニ単科ノ大学ヲ設ケテ、ソレデ相交通スルト云フコトハ、是ハ私ハ理想トシテ最モ宜イノデアリマスガ、併ナガラ今日ノ制度デハサウデナイノデアリマス、強ヒテ今ソレヲ行ハウト云フノデアアリマセヌガ、併シ余リ遠隔ノモノヲ結び付ケテ是ニ科デアルカラ帝

国大学デアルト云フコトハ子供ダマシノヤウナ話デアル、若シ方針ヲ御改メニナルナラバ、私ハ若シ希望ヲ申セバ全国相通ジテ一ツモノデアル、斯ウ云フコトデアルナラバ宜イカモ知レス、唯九州ト中国、北海道ト東北地方ト合セルト云フコトニ至ツテハ少シモ其理窟ガ分ラナイ、ソレト同時ニ北海道ニ於テハ北海道単独ニ二文科以上ヲ設ケテ大学ヲ立テタイト云フ理由ヲ有ツテ居ラレタヤウデアリマスレドモ、是ナドハ当局者ニ於テハ別ニ御許シニナラナイト云フ御方針デアリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 鎌田君ノ御質問ニ対シマシテ本官カラ一言御答ヘ致シマス、今回新設ニナリマスル大学ハ、九州帝国大学及東北帝国大学、此大学ナルモノハ成ルホド東北ノ方デハ仙台ト札幌ト離レテ居リマスル、併ナガラ東北帝国大学ハ又漸次完成ヲ図ツテ参リマス積リデゴザイマス、帝国大学ナルモノハ二文科若クハ三分科一ツ所デアリマスルノガ學術ノ研究其他ニ於キマシテ必要デアルノデアリマス、ソレ故ニ一ツ場所ニ置クト云フコトヲ本則ト致シテ参ル積リデアリマス、唯東北ハ東北デ一ト纏メニシテ帝国大学、九州ハ九州デ一ト纏メニシテ帝国大学ヲ置クト云フ方針ヲ採ツタノデアリマス、併ナガラ九州ニ於キマシテモ、東北ニ於キマシテモ、将来尚ホ漸次完成ヲ図ツテ行クニ付キマシテハ、無論之ヲ一ツ場所ニ設置イタス積リデアルノデアリマス、尚又北海道ニ於キマシ

テ、北海道ニ尚ホ他ノ分科ヲ設ケテ独立ノ帝国大学ニシタイト云フ希望ハアルヤウデアリマス、之ニ付キマシテハ遠キ将来ノコトハ分リマセヌガ、唯今ノ所サウ云フ必要ヲ認メテ居リマセヌノデ、今日ノ所デハ東北帝国大学ハ仙台ニ置キマシテ漸次、仙台ニ於テ完成ヲ致シテ参リマスル積リデゴザイマス、是ダケヲ御答ヘ致シマス

○鎌田榮吉君 唯今、文部大臣ノ御説明ニ依ツテ能ク分リマシタ、全ク一箇所ニ……一箇所トハ限リマスマイガ、相接近シテ分科大学ヲ設ケルト云フノガ将来ノ御方針デアツテ、唯今ノ所デハ二文科以上デナケレバ帝国大学ヲ成サナイガ故ニ、仮ニ遠隔ノ地ノモノヲ纏メテ、唯形式ニ合ハセルガ為ニ之ヲ大学ト称スル、斯ウ云フコト、私ハ先ツ承リマシタ、而シテ北海道ノ札幌ニ在リマス所ノモノ、アレ等ハ聞ク所ニ依リマス、余程基本財産モアリマスマヤウデ、私ドモノ考ヘカラ申スト、成ルベク斯カルモノハ基本財産デ独立ノ大学ヲ立テル、而シテ從ツテ其余力ヲ生ズルニ至ツテ益々分科ヲ設ケルト云フコトニシタナラバ、必ズ良キ大学ガ出来マセウト思ヒマス、イツマデモ国库ノ資金ヲ仰グト云フコトハ已ムヲ得ヌ間ハ仕方ナイガ、斯ノ如ク業已ニ基本財産ヲ備ヘテ居ルモノデ、尚ホソレヲ拡張ヲ図ツタナラバ、北海道モ段々開ケテ参リマスカラ、財産モ増シ収入モ殖エテ来ルニ違ヒナイ、斯ノ如キモノヲ何モ統一イタサズト、是ハ是デ以テ一ツノ大学トシテ成立チヲ図リ、力ヲ生ズルニ從ツテ其上ノ文科ナリ、或ハ法科ナリヲ設ケテ行クト云フコトノ御方針ニ

ナルコトヲ私ドモハ希望スルノデアリマスガ、ソレ等ノ事ハ一切御
計画ガナクテ、何百年経ツテモ矢張り斯ノ如キ年々議會ノ協賛ヲ經
タ金ヲ以テ、特別会計デハアリマスケレドモ、要スルニ矢張り予算
ノ一部分デス、予算ノ一部分ヲ以テ大学ノ設置ト云フコトヲ凶ルト
云フ御考ヘデアリマセウカ、又或ルモノハ国庫ノ金ニ依リ、或ルモ
ノハ既ニ持ツテ居ル所ノ特別ノ基本財産ヲ以テ成立ツト云フコトニ
段々御計画ニナリマセウカ、チヨツト其事ヲモウ一応伺ヒマス

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答へ致シマス、大学ガ自己ノ財
産ヲ以テマシテ、此收入ニ依ツテ経費ヲ支弁シテ行クト云フヤウニ
出来ルコトハ最モ希望スル所デアリマス、併ナガラ東北帝国大学ノ
謂ハユル札幌ニゴザイマスル農科大学ニ致シマシテモ、余程土地山
林等ハ所有イタシテ居リマス、居リマスルガ、此收入ヲ以テ大学ノ
経費ヲ支弁シテ行クト云フコトハ、ナカ／＼出来ナイノデゴザイマ
ス、真ニ其一部ヲ支弁スル位ノホカ足りナイノデアリマス、将来土
地ナリ山林ナリ若クハ資金ナリ漸次増殖イタシマシテ、此資金ノ収
入ヲ以テ大学ヲ経営シテ行クトガ出来ルコトニナリマスレバ、最
モ宜シイコトデアリマシテ、ソレハ希望スル所デゴザイマス、ソレ
故ニ大学ノ資金ハ漸次増殖スル方針ハ採ツテ居リマス、併ナガラ尚
ホ其資金ヲ以テ大学ヲ経営シテ行クト云フヤウナコトハ容易ナコト
デナカラウト考ヘテ居リマス、尚又今日ノ東北大学ニ於テ札幌ト仙

台ノ理科大学ヲ以テ東北帝国大学ヲ組織スルト云フコトハ、多少土
地ハ離レテ居リマスガ、仮ニ……ト申ス訳デハナイ土地ハ離レテ多
少ノ不便ハゴザイマスガ、仙台ノ理科ト札幌ニゴザイマス農科大学
ヲ以テ東北帝国大学ヲ組織シテ差支ナイ、斯ウ云フ考ヘデ東北帝国
大学ヲ開設イタシマス訳デゴザイマス、是ダケヲ御答へ致シテ置キ
マス

○伊澤修二君 本員ハ此場合ニ意見ヲ述べタイト思ヒマスガ……

○議長（公爵徳川家達君） 演壇ニ御出デニ……

〔伊澤修二君演壇ニ登ル〕

○伊澤修二君 諸君、私ハ本案ニ熱心ニ賛成スル一人デゴザイマス、
既ニ委員長ヨリモ御報告ノアリマシタルコトナリ、又其後文部大臣、
並ニ次官ノ御説明モアリマシテ、最早殆ド其趣意ハ尽シテ居ルヤウ
デゴザイマスガ、併シ本問題ハ特別会計ト云フ側ヨリモ、大学ノ構
成如何ト云フコトニ付キマシテ、実ハ大問題ヲ含シテ居ッタノデア
リマス、ソレ故ニ本員モ此大学教育ノ過去、並ニ将来ニ関シマシテ、
重大ナル關係ノアリマスル点ヲ大略申述ベマシテ、本案ニ賛成イタ
シタ理由ヲ明カニシヤウト存ジマス、ソレハ先刻来、段々諸君ノ御
承知ニナリマスル如ク、従来ハ帝国大学ト云フモノハ、少クトモ法、
医、文、理ノ四大学分科ヲ備ヘナケレバナラス、謂ハユル綜合大学
ノ、即チ四分科以上デナケレバナラヌト云フコトニナツテ居リマシ
タ、ソレガ為ニ我々ノ見ル所デハ、非常ナ不便ヲ実ハ来タシタノデ

アリマス、例へば京都帝国大学ニ於キマシテ、京都帝国大学ニハ医科大学ガ二ツゴザイマシタ、諸君モ能ク御承知デゴザイマセウガ、京都帝国大学京都医科大学ト云フノト、京都帝国大学福岡医科大学ト云フノト、全ク性質ノ同ジ所ノ医科大学ガ二ツアリマシタ、シカモ其一ツハ福岡ニ在ル即チ九州ニ在ルト云フ有様デアアル、何故ニ然ルコトニナツタカト云フト、九州大学ヲ今日ノ如クニ置カウトシテモ、即チ四分科大学ヲ直チニ備フルコトハ出来ヌカラシテ、已ムヲ得ズシテ、アレハ京都帝国大学ノ中ニ入レテ置イタト云フコトニ外ナラヌト本員ナドハ認メテ居リマス、然ルニ此度ハ即チ二分科以上ヲ以テ大学ヲ構成スルコトガ出来ルト云フコトヲ現文部大臣ガ茲ニ言明セラレタ、是ハ実ニ大改革デアルト思ヒマス、是ハ現文部大臣ノ御功績デアルト申シテモ宜シカラウト思ヒマス、實ニ是ハ大改革デアアル、若シ是ガ二分科大学ヲ以テ大学ヲ構成スルコトガ出来マシタナラバ、将来ハ大学問題ニ於キマシテハ多大ノ便利ヲ生ズルコトデアラウト思ヒマス、例へば唯今ハ東北大学ト云フモノハ仙台ノ理科大学ト札幌ノ農科大学ノ二ツヲ以テ成立ッテ居リマスケレドモ、数年ノ後ニ本員ノ見ル所デハ矢張り札幌農科大学ノ如ク資金ヲ備ヘタリ歴史モアリマスル大学ガ一ツノ中心トナリマシテ、之ニ商科大ニ於キマシテハ即チ仙台ヲ中心トシテ是ガ大学ニ成立ッノハ申スマ

デモナイコトデアリマス、斯ノ如クイタシマシテ此帝国大学ト云フモノ、数ガ余程多クナリマセウ、今日マデノ大学教育ノ方針ト云フモノハ、非常ニ立派ナ大学ヲ一ツカニツ拵ヘテ、ソレニ総テ綜合シテ置クト云フ方針ヲ採ッテ居ラレタノデアリマスガ、今後ハ余リ非常ニ立派ナ……国力ニ相当セヌヤウナ大学ヲ一ツカニツ拵ヘルヨリハ之ヲ多クスルト云フ政策デアラウト本員ナドハ考ヘルノデアリマス、又斯クナケレバナラヌト本員等ハ予ネテ考ヘテ居リマス、ソレ故ニ北海大學モ出来マセウ、ソレカラ又或ハ今日ハ識者ノ中ニハ大學ノコトニ付イテ意見ヲ持ッテ居ル人ガ随分沢山ニアリマスガ、其多數ハ矢張り本員等ノ如ク成ルベク大學ノ数ヲ多クシテ、サウシテ今日ノ国力ニ相当スル大學ヲ拵ヘルガ宜イト云フコトハ、是ハ大多數ノ意見デハナイカト考ヘマス、ソレハ既ニ北陸大學ト云フモノヲ設ケタイト云フ希望ガ出テ居ルコトヲ承ッテ居リマス、北陸大學ト云フモノモ無論出来ナケレバナラヌモノダト思ヒマス、是ニ二分科グラキ或ハ三分科グラキニシヤウト云フコトデアルナラバ、左マデムツカシイコトデハナイ、必ズ近キ将来ニ於テ実現ヲ見ハシナイカト思ヒマス、又一方ニ於キマシテハ私立大學ト云フモノ、取扱ノコトデアアル、私立大學ト云フモノハ諸君モ能ク御承知デゴザイマセウガ、今日デハ私立大學ト云フ名ハアリマシテモ其実はハ専門学校令ニ拠ッテ取扱レテ居ルノデアツテ、文部省デハ大學トハ認メラレマセヌノデアリマス、ソレハ何故デアアルカト云フニ、矢張り分科

ノ数ニ於テ欠クル所ガアル、殊ニ理科デアルトカ工科デアルトカ云フ分科ニナリマスルト、ナカ／＼今日ノ私立大学ニ於テ直チニソレヲ設ケルト云フコトハムツカシイ、ソレガ為ニ今日マデ実ハ大学ノ扱ヒヲ受ケルコトガ出来ナクテ居ルノデアリマス、ケレドモ私立大学ト云フ中ニモ随分立派ナ大学ト認ムベキモノガアリマス、例ヘバ早稲田ノ大学トカ、或ハ慶應大学トカ云フモノハ、是ハ立派ナ大学トスベキモノデアリマスガ、是モ矢張り謂ハユル大学ニハ四分科以上ノ分科ガ無ケレバナラヌト云フ此窮屈ナル桎梏ノ下ニ呻吟シテ居ルモノト思ヒマス、デ是等モ速カラズシテ必ズ大学ト認メラル、日ガ来ルデアラウト私ハ思ヒマス、斯ノ如ク大学ノ数ノ多クナルコトハ実ニ国家ノ将来ニ関シマシテ一大慶事デアルト私ハ存ジマス、ソレデ今日識者ノ憂フル所ハ高等ナル教育ヲ受ケ損ナツテ世ノ中ニ其地位ヲ得ズシテ居ル者ガ多クナルト云フコトガ是ガ最モ識者ノ憂フル所ト考ヘマス、諸君モ能ク御承知ノコトデアリマスガ、茲ニ大学ノ数ガ多クナリマシタナラバ、矢張りソレト／＼大学ニ入ルコトガ出来マスカラ、謂ハユル高等浮浪ノ徒ト云フ者ノ数ヲ減ズルノハ是ハ申スマデモナイコト、考ヘマス、ソレ故ニ本員ハ此法案ニ付キマシテハ熱心ニ賛成ヲ致シマシタ次第ゴザイマス、ドウゾ諸君ニ於キマシテモ此意ヲ諒セラレテ御賛成ニナルコトヲ偏ニ希望イタシマス

○伯爵松木宗隆君 他ニ御異議ガゴザイマセヌケレバ、本案ニ付キマシテハ説会ノ手續ヲ省略スルコトニ御賛成ヲ請ヒマス

○男爵石黒忠恵君 チヨット伺ツテ置キタウゴザイマス、唯今伊澤君ノ御賛成演説ニハ文部大臣ハ全ク御同意ナンデゴザイマセウカ、念ノ為ニ伺ツテ置キマス

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 伊澤君ノ御演説ニ対シテ全部賛成デアルカ、ドウカト云フ御尋ネデアリマシタカ

○男爵石黒忠恵君 御同意デゴザイマシテ御異議ハゴザイマセヌカト云フコトヲ念ノ為ニ伺ツタノデアリマス、伊澤君ノ御演説ノ中ニハ私少々伺ツテ見タイト思フコトモゴザイマスガ、別段文部大臣カラ御異議モゴザイマセズ致シマスレバ伊澤君ノ述べラレタ所ハ即チ文部大臣閣下ノ御意デアルカト云フコトヲ御尋ネシタイ

○国務大臣（小松原英太郎君） 伊澤君ノ御演説ハ即チ伊澤君ノ御意見ヲ御述ベニナツタモノト思ヒマス、明カニ本案ノ議事ニ付イテ反対ヲ述べナケレバナラヌ必要ガゴザイマスレバ反対ノ意見ヲ述べルノデゴザイマスガ、ソレ程ノ必要モ感ジマセヌ、併シ全部御同意ト云フコトモ直チニ茲ニ申スコトハ出来マセヌ、是ハ能ク考慮ヲ致サナケレバナラヌコト、思ヒマス、唯ニ分科ヲ以テ帝国大学ヲ組織シテ宜シイト云フコトハ先刻来明言イタシタ所デゴザイマス、是ハ文部省ニ於テ決定イタシテ居ル意見デゴザイマス、此点ハ全ク御同意ノ点デアリマス、是ダケ申シテ置キマス

○男爵石黒忠恵君 唯今ノ文部大臣閣下ノ御説明デ要領ヲ得マシテ

アリマスガ、唯今伊澤君ノ御演説ノ中ニ一体、大学ノ分科ヲ二分科
デ立テルト云フコトハ高尚ナルモノヲ少クスルヨリモ稍々低キモノ
ヲ多クスルト云フ御趣意デアラウト思ヒマスガ、ソレデ違ヒハアリ
マセヌカ、文部大臣閣下ハサウ云フ御趣意デゴザイマセウカ、チヨ
ット伺ッテ置キタイ

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答へ致シマスガ、文部省ト致シ
マシテハ程度ノ低イモノヲ多クスルト云フ考ヘデハナイ、唯今ノ大
学、唯今ノ程度ノ分科大学、之ヲ二分科ヲ以テ帝国大学ヲ組織シテ
宜シイ、斯ウ考ヘマス

○男爵石黒忠恵君 モウ一ツ承ッテ置キマス、文部省ハ各私立大学
ヲ大学トハ認メズ、専門学校トシテ扱ッテ居ル、大学トハ認メテ居
ラスト云フコトガ御演説中ニアリマシタガ、文部省ハ全クサウデア
リマスカ

〔国務大臣小松原英太郎君演壇ニ登ル〕

○国務大臣（小松原英太郎君） チヨット御質問ノ趣意ガ能ク分り
兼ねマシタガ……

○男爵石黒忠恵君 唯今、伊澤君ノ御演説中ニ、文部省ハ各私立大
学ヲバ専門学校トシテ扱ッテ居ルガ、大学トハ認メテ居ラス、斯ウ
云フ御演説デアリマシタガ、文部省ノ御趣意ハ全ク左様デアリマス
カ

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答へ致シマス、唯今ノ私立ニ属
シマスル大学ト称シテ居リマスルモノハ、専門学校令ニ拠リマシテ
認可イタシテゴザイマスル……ソレデ宜シウゴザイマスカ

○男爵石黒忠恵君 私ハ伊澤君ノ御演説ヲ伺ヒ違ッテ居リマスカ存
ジマセヌガ、文部省デハ各私立大学ハ専門学校トシテ取扱ッテ居ッ
テ、大学トハ認メテ居ラスト云フ御演説ガゴザイマシタヤウニ、私
ハ聴イテ居リマス、サウ致シマスルト全ク御扱ヒニ於テハ専門学校
ヲ以テ御扱ヒニナッテ、大学トハ認メテ居ラスト云フトデゴザイ
マセウカ

○国務大臣（小松原英太郎君） 御答へ致シマス、今日ノ私立学校
ニ属シマスル大学ナルモノハ専門学校令ニ拠ッテ設立ニナッテ居ル
モノデゴザイマス、無論、帝国大学令ニ拠ル所ノ帝国大学トハ同一
ニ見テハ居ナイノデアリマス、是ダケヲ御答へ致シマス

○男爵石黒忠恵君 委シク了解イタシマシタ

○議長（公爵徳川家達君） 採決ヲ致シマス、本案第一読会ヲ開ク
ベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多数

○議長（公爵徳川家達君） 過半数ト認メマス

○伯爵松木宗隆君 直チニ第二読会ヲ開カラムコトヲ希望イタシマ
ス

○伯爵大原重朝君 賛成

○議長（公爵徳川家達君） 直チニ第二誂会ヲ開イテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認めマヌ

○議長（公爵徳川家達君） 直チニ第二誂会ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス

○伯爵松木宗隆君 直チニ第三誂会ヲ開カレムコトヲ……

○議長（公爵徳川家達君） マダ第二誂会ハ終リマセヌ、……全部、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多数

○議長（公爵徳川家達君） 過半数ト認めマス、唯今第二誂会ハ終リマシタ

○伯爵松木宗隆君 直チニ第三誂会ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵大原重朝君 賛成

○議長（公爵徳川家達君） 直チニ第三誂会ヲ開イテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認めマヌ

○議長（公爵徳川家達君） 直チニ第三誂会ヲ開キマス、第二誂会ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認めマヌ

二二七 九州帝国大学官制

〔「官報」第八三二九号 一九一一年（明治四十四）年三月二日〕

朕九州帝国大学官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年三月三十日

内閣総理大臣 侯爵桂 太郎

文部大臣 小松原英太郎

勅令第四十三号

九州帝国大学官制

第一条 九州帝国大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

総長

事務官

学生監

書記

第二条 総長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ帝国大学令ノ規定ニ依リ九州帝国大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第三条 事務官ハ專任一人奏任トス総長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第四条 学生監ハ帝国大学又ハ分科大学ノ高等官ノ中ヨリ之ニ兼任ス

学生監ハ総長ノ命ヲ承ケ学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

九州帝国大学及分科大学書記ハ通計專任十七人ヲ以テ定員トス

第六条 分科大学ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

教授

助教授

助手

書記

第七条 教授ハ專任三十九人奏任又ハ勅任トス各分科大学ニ置ク所

ノ講座ヲ担任シ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ分科大学長及医科大学附属医院長ニ補セラレタル者ハ

講座ヲ担任セサルコトアルヘシ

第八条 助教授ハ專任十七人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従

事ス

講座ヲ担任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ

分担スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第九条 助手ハ專任五十六人判任トス教授助教授ノ指揮を承ケ學術

技芸ニ関スル職務ニ服ス

第十条 第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学

教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ

分科大学ノ事ヲ掌ル

第十一条 医科大学附属医院ニ院長ヲ置キ医科大学教授ヨリ文部

大臣之ヲ補ス

院長ハ医院ノ事務ヲ掌理ス

第十二条 医科大学附属医院ニ薬局長專任一人ヲ置ク奏任トス

薬局長ハ医院薬局ノ事務ヲ掌理ス

第十三条 医科大学附属医院ニ薬剤手專任四人ヲ置ク判任トス

薬剤手ハ薬局長ノ指揮ヲ承ケ医院薬局ニ関スル職務ニ服ス

附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九州帝国大学工科大学官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ九州帝国大学工科大学ノ教授又ハ書記ノ職ニ在ル

者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学工科大学ノ教

授又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ京都帝国大学福岡医科大学ノ教授、助教授、附属

医院薬局長、助手、書記又ハ附属医院薬剤手ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各九州帝国大学医科大学ノ教授、助教授、附属医院薬局長、助手、書記又ハ附属医院薬剤手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

一一八 九州帝国大学総長職務規程

(一九一四) (明治四四) 年四月一日文部大臣訓令

九州帝国大学総長職務規程

第一条 高等官ノ除服出仕暇願及高等官任地外居住、他官庁其他ノ事業囑託ニ応ズルノ願ハ文部大臣ノ委任ニ依リ総長之ヲ判行ス

高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ総長ノ判行ニ任ズ

第二条 総長ハ高等官ノ事務分課ヲ命スルコトヲ得

第三条 総長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ経テ高等官ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四条 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 学科課程ノ設定及変更ニ関スル事

第二 規則ノ設定及変更ニ関スル事

但委任条件ノ範圍内ニ於テ処務細則ヲ設クルハ此ノ限りニ在ラス

第三 授業料試験料其他諸収入金ノ定率ヲ定ムル事

第四 外国人ヲ雇入レ其契約ヲ定メ若クハ契約期限内ニ雇ヲ止ム

ル事

第五 地所及建物ヲ増減スル事

第六 歳入歳出予算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負担シ及權利ヲ棄却スル事

第七 八日以内臨時休業スル事

第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処理スル事

一一九 九州帝国大学評議員互選手續

(一九一四) (明治四四) 年四月一〇日達

九州帝国大学評議員互選手續

第一条 帝国大学令第七条第一項ニ依ル評議員ノ互選ハ各分科大学

ニ於テ当該学長管理ノ下ニ之ヲ行フ

第二条 評議員ノ互選ハ無記名投票トス

第三条 互選当日病氣其ノ他ノ事故アリテ選挙場ニ出席スルコト能ハサルモノ投票ヲナサント欲スルトキハ其投票ヲ封緘シ之ヲ欠席届書ニ添ヘテ管理者ニ送付スルコトヲ得但開票後ニ到達シタル投票ハ無効トス

第四条 投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トス投票同数ナルトキハ官等順ニ依リ同官等ナルトキハ先任ニ依ル

第五条 当選人ハ左記各号ノ一ニ該当スル事由アルニアラサレハ之ヲ辞スルコトヲ得ス

ル事

一 他官序ヨリ兼任ノ者

二 疾病其ノ任ニ堪ヘサル者

三 当該分科大学ニ於テ止ムヲ得サル事故アリト認メタル者

第六条 当選人第五条ノ理由ニ依リ当選ヲ辞スルトキハ一週間以内

ニ於テ更ニ投票ヲ行フヘシ

第七条 当選人確定シタルトキハ学長ハ之ヲ総長ニ報告スヘシ

一三〇 九州帝国大学評議会規程

(一九一一年(明治四四)年五月四日制定)

九州帝国大学評議会規程

第一条 九州帝国大学評議会ハ総長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評

議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開クモノトス

第二条 議案ハ総長ヨリ之ヲ評議会ニ附スルモノトス

第三条 評議会ハ評議員半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコ

トヲ得ス

第四条 総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサルモノヲシテ其意見ヲ評

議会ニ於テ陳述セシムルコトアルヘシ

一三一 九州帝国大学処務規程

(一九一一年(明治四四)年四月一五日制定)

九州帝国大学処務規程

第一章 総則

第一条 本学ニ庶務課及会計課ヲ置ク

各課ニ課長ヲ置キ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第二条 本学ノ事務ハ総テ総長ノ決裁ヲ經ルニアラサレハ施行スル

コトヲ得ス

第三条 各課員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ処理シ取扱事項ニ関シ其

ノ責ニ任ス

第四条 主管事務ニシテ他課ニ関聯スルトキハ合議スヘシ

第二章 事務分掌

第五条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、機密事務ニ関スル事項

二、職員ノ進退身分ニ関スル事項

三、総長ノ官印及学印ノ管守

四、傭外国人ニ関スル事項

五、教務ニ関スル事項

六、学生ニ関スル事項

七、公文書類ノ收受発送ニ関スル事項

八、公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項

九、統計報告並ニ官報々告ニ関スル事項

十、儀式ニ関スル事項

十一、宿直ニ関スル事項

十二、他課ノ主管ニ属セサル事項

第六条 会計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、歳入歳出ノ予算決算ニ関スル事項

二、歳入歳出ノ収支ニ関スル事項

三、資金ニ関スル事項

四、会計ノ監査ニ関スル事項

五、不動産ノ管理ニ関スル事項

六、物品ノ出納保管ニ関スル事項

七、庁中取締ニ関スル事項

八、傭人ノ進退ニ関スル事項

九、營繕ニ関スル事項

第七条 各分科大学及学生監室ニ於テハ第五条第六条ニ規定セル事

務ノ主任ヲ置キ之ヲ分掌ス

第八条 各課ニ掛ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第三章 文書処理

第九条 本学ニ到達スル文書ハ庶務課往復主任ニ於テ接受シ親展ヲ

除クノ外之ヲ開封シ件名簿ニ記載シ本書ニ番号月日ヲ記入シタル

上各主務課ニ配布シ受領印ヲ受クヘシ

第十条 親展ノ文書ハ親展書收受簿ニ記載シ宛名ノ者ニ差出スヘシ

第十一条 文書ノ配布ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク処分案ヲ起草シ總

長ノ決裁ヲ請フヘシ

第十二条 決裁ノ文書ニシテ他ニ發送スヘキモノハ往復主任ニ於テ

淨書發送スヘシ但シ計算書又ハ統計表ノ類ハ各主任ニ於テ淨書シ

往復主任ニ回付スヘシ

第十三条 未完結ノ文書ハ往復主任ヨリ之ヲ主任ニ返付シ完結ノ文

書ハ之ヲ記録主任ニ引継クヘシ

第十四条 記録主任ニ於テ完結文書ノ引継ヲ受ケタルトキハ之ヲ類

別編纂シ他日ノ参照ニ便ナラシムヘシ

第十五条 文字ノ字体ハ總テ楷書又ハ行書ニ限ルヘシ

第十六条 收受及發送スヘキ文書ハ左ノ符号番号ヲ記シテ之ヲ類別

スヘシ

職第 号 職員ノ進退身分ニ関スル文書ニ附スルモノ

庶第 号 庶務課ニ属スル文書ニ附スルモノ

会第 号 会計課ニ属スル文書ニ附スルモノ

第十七条 番号ハ符記別ニ之ヲ附シ毎年一月二起リ十二月二止ム

一三二 事務官委任事項

(一九一一年(明治四四)年四月二〇日達)

事務官委任事項

第一 書記及雇員ノ事務分課ヲ定ムルコト

第二 判任官以下ノ除服出仕ヲ命スルコト

第三 判任官以下ノ諸届ヲ処理スルコト

第四 判任官任用ニ付前任庁へ照会若クハ通知スルコト

第五 毎月末調判任官現員報告ノコト

第六 俸給月額式拾円未満ノ雇員写字生ノ進退ニ関スルコト

第七 巡視以下ノ進退ニ関スルコト

第八 宿直ニ関スルコト

第九 支出伺ニ関スルコト

第十 一廉百円未満ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入スルコト

第十一 例規アリ若クハ輕易ナル事件ニ関シ官衙公署諸学校其ノ他

ニ対スル交渉ノコト

第十二 図書又ハ物品ノ寄贈ヲ処理シ及総長ノ名ヲ以テ謝状ヲ発スルコト

一三三 九州帝国大学会計事務規程

(一九一一年(明治四四年)四月二五日達)

九州帝国大学会計事務規程

第一条 本規程ニ於テ各部ト称スルハ本部、医科大学及工科大学ノ

三部ヲ謂フ

第二条 各部長ハ毎年度歳入歳出予算ヲ編成シ前年度五月三十一日

迄ニ之ヲ総長ニ提出スヘシ

第三条 総長ハ毎年度決定ノ歳入歳出予算額ニ基キ各部毎ニ其ノ金額ヲ定メ之ヲ配当ス

第四条 各部長ハ歳出予算ノ配当額ノ更定ヲ要スルトキハ総長ノ裁定ヲ經ヘシ

第五条 各部長ハ配当ヲ受ケタル歳出予算ノ定額中諸給ニ属スルモノハ支出並物品ノ購買及勞力ノ供給等ニシテ會計法第二十四条第七ニ該当スルモノハ之ヲ執行スルコトヲ得但シ物品ノ購買勞力ノ供給等ニシテ其ノ価格五百円以上ニ上ルモノハ総長ノ裁定ヲ經ヘシ

第六条 各部長ハ推算簿ヲ備ヘ歳出ノ予算額支出額推算額及予算額ト支出額トノ差並予算額ト推算額トノ差ヲ登記スヘシ

第七条 各部長ハ毎月末推算簿ノ結果ヲ翌月三日迄ニ報告スヘシ

第八条 各部長ハ帝国大学特別會計規則第二十一条ニ拠リ繰越ヲ要スルモノアルトキハ之カ計算書ヲ調製シ翌年度四月五日迄ニ総長

ニ提出スヘシ

第九条 各部長ハ帝国大学特別會計規則第二十二條ニ拠リ繰越ヲ要スルモノアルトキハ之カ計算書ヲ調製シ必要ノ参照書類ヲ添ヘ翌

年度四月一日迄ニ総長ニ提出スヘシ

第十条 諸計算書及帳簿ノ様式ハ會計課長之ヲ定ムヘシ

第十一条 本規程ハ明治四十四年度ヨリ施行ス

一三四 会計課事務分掌規程

(二九一一(明治四四)年五月二五日制定)

会計課事務分掌規程

第一条 会計課ニ出納掛、用度掛ヲ置キ課務ヲ分掌ス

第二条 出納掛ハ歳入歳出ノ予算決算、収支ノ調理、帳簿ノ登録及

保証金納付ニ関スル事務ヲ掌ル

第三条 用度掛ハ本学ニ属スル土地建物ノ管理、修繕、本部ニ属スル物品ノ出納、保管、傭人ニ関スル事項、本課公文ノ受授、淨写、

完結書類ノ保管及他掛ニ属セサル事務ヲ掌ル

第四条 各掛ニ掛長ヲ置キ書記ヲ以テ之ニ充ツ

掛長ハ課長ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌理ス但課長ノ命アルトキハ他

掛ノ事務ヲ助ク

第五条 各掛員ハ掛ノ事務ニ服ス但課長ノ命アルトキハ他掛ノ事務

ヲ助ク

第六条 本規程ハ明治四十四年六月一日ヨリ施行ス

一三五 職員服務心得

(二九一一(明治四四)年四月二五日達)

職員服務心得

第一条 職員出頭シタルトキハ先ツ出勤簿ニ捺印スヘシ

第二条 事務繁劇ノトキハ執務時間外ハ勿論休暇日タリトモ出頭シ

テ其ノ事務ニ服スヘシ但シ夜間又ハ休暇日ニ出勤ヲ要スルトキハ予メ上官ニ申出ヘシ

第三条 退出ノトキハ主管ノ書類物品ヲ収蔵スヘシ但シ宿直員ノ管

守ヲ要スルモノハ送付簿ニ記載シ宿直員ニ回付シ領収ノ印ヲ受ク

ヘシ

第四条 執務時限後居残り又ハ臨時出勤シタル者ハ其ノ出頭退出ト

モ宿直員ニ申告シ且退出ノトキハ火鉢其ノ他火器類ノ取片付ニ注意シ尚其ノ取締方ヲ宿直員ニ引継クヘシ

第五条 疾病又ハ事故アリテ欠勤スルトキハ出勤時限マテニ其ノ事

由ヲ届出ヘシ

第六条 疾病ノ為欠勤ニ週日ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ届出

テ爾後ニ週日毎ニ同様届出ヘシ

第七条 執務時間中疾病又ハ事故アリテ退出セントスルトキハ上官

ノ承認ヲ受クヘシ

第八条 忌服ヲ受ケタルトキハ定式ノ日数ヲ記シ又父母ノ祭日ニ当

リ休暇スルトキハ其ノ旨届出ヘシ

第九条 父母ノ病氣看護ノ為欠勤セントスルトキハ期間ヲ記載シ許

可ヲ受クヘシ其ノ任地ヲ離レントスルトキハ行先ヲモ記載スヘシ

父母ノ年回墓参又ハ転地療養ノ為任地ヲ離レントスルトキハ期間

及行先ヲ記載シ許可ヲ受クヘシ其ノ転地療養願ニハ医師ノ診断書

ヲ添付スヘシ

第十条 出張ヲ命セラレタル者ハ其ノ発着ヲ届出ヘシ

第十一条 出張中取扱ヒタル事務ノ顛末ハ帰着後五日以内ニ詳細書

面ヲ以テ復命スヘシ但シ時宜ニ依リ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
第十二条 新任者ハ三日以内ニ宿所届ヲ差出スヘシ爾後宿所ヲ轉換

シタルトキハ速ニ届出ヘシ

第十三条 原籍ヲ轉換シタルトキ又ハ氏名ヲ改称シタルトキ若クハ

他ノ官庁等ヨリ本学ヲ經由セスシテ辞令ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷上
ニ關係アルトキハ其ノ都度速ニ届出ヘシ

第十四条 文書ハ総長ノ許可ヲ経ルニアラサレハ之ヲ他人ニ示シ若
クハ謄写セシムルコトヲ得ス

第十五条 火災其ノ他ノ事変ニ際シ延焼等庁舎危険ノ虞アリト認ム

ルトキハ迅速出学シテ指揮ヲ待ツヘシ其ノ急遽ナル場合ニ於テハ
指揮ヲ待タス臨機警戒防護ニ努メ一面重要書類物品ノ搬出ニ従事

スヘシ

一三六 九州帝国大学巡視以下服務通則

(一九一一年(明治四四年)六月七日達)

九州帝国大学巡視以下服務通則

第一条 本則ニ於テ巡視以下ト称スルハ巡視給仕及小使ヲ謂フ

第二条 巡視以下毎朝出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スヘシ但シ遲
参ノ節ハ巡視及給仕ハ會計課(分科大学ニ於テハ)ニ小使ハ巡視ニ
會計課以下同シ)

其ノ事由ヲ申出ヘシ

第三条 病氣等ニテ出勤シ難キトキハ出勤時限マテニ會計課宛ニテ

届書ヲ差出スヘシ但シ病氣欠勤七日以上ニ至レハ医師ノ診断書ヲ
添付スヘシ

第四条 出勤中ハ制服ヲ着用スヘシ但シ六月一日ヨリ夏服十月一日

ヨリ冬服トス

第五条 其ノ日取扱ヒタル事件ニシテ終了セサルトキハ交代ノ節遺
漏ナク引継クヘシ

第六条 本学内ニ於テ遺失物ヲ見当リタルトキハ直ニ現品ヲ巡視長
ニ引渡シ其ノ見当リタル場所及時刻等明細申出ヘシ

第七条 本学非常又ハ近火ノ節非番ノ者ハ直ニ本学ニ駆付クヘシ

第八条 巡視以下服務時限ハ本学執務時限前一時ヨリ同時限後一
時マテトス

一三七 九州帝国大学巡視服務心得

(一九一一年(明治四四年)六月七日達)

九州帝国大学巡視服務心得

第一条 巡視ハ會計課ニ隸属シ其ノ指揮ヲ受ケテ学内一般ノ取締ニ
従事ス

第二条 巡視ハ制帽制服ヲ着シ姿勢ヲ正シ礼讓ヲ重シ言語ヲ慎ミ人
ニ接スル温和懇切ヲ旨トシ苟モ粗暴過激ノ行為ナキヲ要ス

- 第三条 巡視ノ勤務ハ之ヲ分チテ平常勤務非常勤務ノ二ト為ス
平常勤務ハ巡邏査察ノ外門衛玄關受付及医院詰トシ非常勤務ハ水
火震災其ノ他ノ事変ニ際シテ之カ防衛救護ニ服スルモノトス
- 第四条 巡視ハ前条勤務ノ外小使ヲ指揮監督シ園丁及ヒ職工等ノ勤
務ヲ監視シ其ノ他諸人ノ出入行動ニ注意スヘシ
- 第五条 巡視ノ平常勤務ハ総員ヲ甲乙丙ノ三部ニ分チ毎日二部宛一
昼夜執務スヘシ但シ夜間ハ其ノ一部予備トシテ自宅ニ休憩スルコ
トヲ得
- 非常勤務ハ警報ニ接シテ急速出学シ非常当番ノ別ナク総員執務ス
ヘシ
- 第六条 巡視中ニ巡視長巡視副長各一名ヲ置ク巡視長ハ巡視ヲ指揮
監督ス
- 巡視長差支アルトキハ巡視副長其ノ事務ヲ代理ス
- 第七条 巡視長ハ伝達簿ヲ備ヘ置キ上官ノ命令通達ハ勿論勤務上必
要ナル通告ヲ為シ其ノ都度之ニ巡視ノ承印ヲ押捺セシムヘシ
- 第八条 巡視ハ勤務中発見シタルコトハ勿論勤務外ニ於テ見聞シタ
ルコト、雖モ苟モ本学ノ取締上ニ関スル事項ハ細大トナク之ヲ報
告スヘシ
- 第九条 巡視ハ勤務日誌ヲ備ヘ之ニ当番巡視ノ氏名当日ノ天候事故
ノ有無其ノ他次番勤務上ノ注意ヲ要スヘキ事柄ヲ詳記スヘシ
- 第十条 巡視ハ本学ノ諸門及各局室出入口ノ鍵ヲ保管シ職員登庁前
及退出後ハ其ノ開閉ノ取締ヲ嚴重ニ為スヘシ但シ特ニ教室小使ニ
鍵ノ保管ヲ命シタルトキハ此ノ限ニアラス
- 第十一条 巡視ハ本学受付所ヲ以テ詰所トシ兼テ受付ノ事務ヲ取扱
フヘシ
- 第十二条 巡邏ハ一定ノ線路ニ依リ絶ヘス学内ヲ巡回査察シ夜間又
ハ暴風雨ノ際ハ特ニ注意スルコトヲ要ス
- 第十三条 本館教室其ノ他ノ建造物及壇、塀、柵、欄、井戸、水管、
便所、芥溜、溝渠等修繕ヲ要スルカ又ハ掃除不十分ナルコトヲ認
メタルトキハ速ニ之ヲ報告スヘシ
- 第十四条 夜間又ハ暴風雨ノ際取締上緊要ナル場所ニ破損アルコト
ヲ発見シ猶予シ難シト認メタルトキハ応急ノ処置ヲ為スコトヲ得
此ノ場合ニハ事後速ニ報告スヘシ
- 第十五条 門衛ハ諸門ノ開閉ヲ掌ル
- 大門ハ平常午前七時ニ開キ午後四時ニ閉ツ
- 大祭日及本学記念日ノ外休日ニハ大門ヲ開クヘカラス大門閉鎖ノ
後及休日ト雖モ特ニ命令アリタルトキハ臨時開閉スヘシ
- 第十六条 大門閉鎖後ト雖トモ重症患者ノ出入其ノ他小門ヨリ出入
シ難キ事情アリ開門ヲ要スルトキハ臨時大門ヲ開クコトヲ得
- 第十七条 大門閉鎖後開門ヲ請フ者アルトキハ一応其ノ用向ヲ尋ネ
相当ノ理由アリト認ムルトキハ之ニ応スヘシ但シ其ノ氏名用向及
時刻ハ必ス日記ニ記載シ且時宜ニ依リ其ノ取締ヲ為スコトヲ要ス

第十八条 外来患者ノ開門ヲ請フ場合ニ於テモ前条ノ規定ニ依ルヘキコト勿論ナリト雖トモ為メニ時刻ヲ費シ患者ヲシテ痛苦ヲ感セシメサル様特ニ注意スルヲ要ス

第十九条 門衛ハ出入人中ニ不審ノ者ト認ムル者アルトキハ之ヲ糾シ其ノ状況ニ依リテハ一時出入ヲ停止シ上司ノ指揮ヲ受ケヘシ

第二十条 物品ヲ携帯シテ出門セントスル者通行券ヲ所持セサルト

キハ出門ヲ禁スヘシ但シ職員及学生生徒ハ此ノ限ニアラス

第二十一条 門衛ニ提出シタル通門券ハ総テ門衛ニ於テ領置シ翌朝之ヲ会計課ヘ返付スヘシ

第二十二条 玄關詰ハ本学執務時間中玄關ニ在テ来往ノ人ニ注視スヘシ

第二十三条 来客アルトキハ丁寧に其ノ氏名及来学ノ事由ヲ聴キ直

ニ応接室ニ導キ然ル後其ノ向ヘ通知スヘシ

第二十四条 文書電信若クハ物品ヲ受付ケタルトキハ日時、種別、

差出人及受取人ノ氏名ヲ受付簿ニ記載直ニ当該局室ニ送付スヘシ

若シ執務時間外又ハ休日ナルトキハ之ヲ宿直員ニ差出スヘシ

医院内ニ於ケル文書其ノ他ノ受付及配付心得ハ別ニ之ヲ定ム

第二十五条 医院詰ハ医院ノ玄關其ノ他所定ノ位置ニ在テ出入ノ人

ニ注視シ又時々院内ヲ警邏シ嚴重ニ取締ヲ為スヘシ

第二十六条 外来患者アルトキハ丁寧に其ノ手続ヲ指示シ就中老幼

婦女等不案内ノ者ニ対シテハ成ルヘク院務受付ニ導クヘシ

第二十七条 医院内ノ警邏ハ主トシテ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス

一 唾壺以外ニ唾痰ヲ咯出スルコト

二 廊下ニ佇立シ又ハ物品ヲ堆積シ若クハ疾走スル等通行ノ妨害

ト為ルコト

三 不法ノ言動ヲ為スコト

四 放歌高声其ノ他喧噪スルコト

五 音響ヲ発スルカ又ハ土足ニ等シキ履物ヲ穿クコト

六 電灯瓦斯使用後ノ放置若クハ猥リニ火氣ヲ取扱フコト

七 客引、強売、注文取り、寄附募集若クハ広告類ノ勧誘ヲ為ス

コト

八 器具機械ニ接触シ又ハ無断ニテ室内ニ立入ルコト

九 所定以外ノ場所ニ物品ヲ放置シ若クハ塵芥ヲ投棄スルコト

十 以上列記ノ外規定ニ違背スル者

第二十八条 患者附添人若クハ許可ヲ得テ常ニ医院内ニ出入スル者

ニ対シテハ時々許可証ノ提示ヲ求ムヘシ若シ之ヲ拒ミ又ハ其ノ証

ヲ所持セサルモノハ退出セシムヘシ

一三八 九州帝国大学小使服務心得

(一九二一(明治四四)年六月七日達)

九州帝国大学小使服務心得

第一条 小使ハ会計課分科大学ニ於テハ會計課掛ニ附属シ巡視ノ指揮ヲ承ケ

テ勤務ニ従事スヘシ

第二条 勤務中第一火ノ元ニ注意スルハ勿論常ニ本学内各室並便所

其ノ他各所ノ掃除ヲ怠ルヘカラス

第三条 外使ノトキハ行先ニ於テ丁寧ニ応接シ苟モ威權ケ間敷挙動

ヲ為スヘカラス

第四条 外使中途中ニテ空シク時間ヲ移シ私用ヲ弁スル等ノコトア

ルヘカラス

第五条 商人等ヨリ一切贈物ヲ受クルコトヲ禁ス

第六条 玄閑詰ノ巡視不在ノトキハ受付口ニ注意シ取次ヲ要スルト

キハ直ニ玄閑ニ出テ丁寧ニ来意ヲ尋ネ取次ヲ為スヘシ

郵便電信其ノ他各所ヨリ送致ノ封書物品等ハ宿直員ニ差出スヘシ

第七条 職員学生ノ喫飯時間ニ先タチ其ノ用意ヲ為シ置キ喫飯畢レ

ハ速ニ取片付掃除スヘシ

第八条 小使ハ交番ヲ以テ宿直スヘシ其ノ人員ハ別ニ之ヲ定ム

第九条 宿直小使ハ火ノ元ハ勿論各所入口戸締ヲ厳重ニシ警戒ヲ怠

ルヘカラス且異常ノ虞アリト認ムルトキハ直ニ宿直員及巡視ニ申

出スヘシ

第十条 平常取扱物品ハ丁寧ニ取扱ヒ各自ノ受持ヲ定メ夫々帳簿ニ

記入シ紛失又ハ破損ナキ様注意スヘシ

但シ食器類ハ常ニ不潔ナラサル様洒掃スヘシ

第十一条 控所ニ於テ大声ヲ発シ雑談シ又ハ制服ヲ脱スル等不体裁

ノ態度ヲ為スヘカラス

第十二条 学内ニ於テ飲酒スルコトヲ嚴禁ス

第十三条 前各条ノ通堅ク相守リ新古ノ別ナク平等ニ勞ヲ分チ万事

誠実ヲ旨トスヘシ

一三九 九州帝国大学給仕服務心得

(一九二一(明治四四)年六月七日達)

九州帝国大学給仕服務心得

第一条 給仕ハ會計課 分科大学ニ於テハ
會計掛ニ附属シ同課ノ指揮ヲ承ケ

テ勤務ニ従事スヘシ

第二条 給仕ハ官吏ノ招呼ニ応シ其ノ使合ヲ奉スルヲ以テ本務トス

第三条 官吏ヨリ招呼セラル、トキハ遲滞ナク之ニ応シ敬虔シテ其

ノ使令ヲ奉スヘシ又他ニ使スルトキハ途中ニテ空シク時間ヲ移ス

コトナク速ニ其ノ事ヲ弁シテ復命シ殊ニ文書等送達ノ際途中ニテ

之ヲ披閱シ又ハ秘密ノ事項ヲ他ノ漏洩スル等ノコトアルヘカラス

第四条 給仕ハ常ニ行儀作法ヲ正シクシ苟モ粗忽ノ挙動アルヘカラス

殊ニ本学吏員ハ勿論外来ノ人ニ接スルトキハ丁寧ヲ旨トシ又小

使其ノ他出入ノ商人等ニ対シテモ無礼ノ言行アルヘカラス

第五条 急用ノトキニテモ廊下ノ往来階段昇降等成ルヘク静肅ヲ旨

トシ又長上ノ人ニ行逢フトキハ路ヲ讓ルヘシ

第六条 書類器具等ハ丁寧ニ取扱ヒ汚損破毀又ハ紛失セサル様注意

スヘシ

第七条 御用ノ暇ニハ成ルヘク読書、習字、算数等ヲ心掛ケ妄ニ其

ノ席ヲ離ルヘカラス殊ニ高談悪戯等凡テ吏員執務ノ妨ケトナルヘ
キ喧噪ノ挙動アルヘカラス但シ読書ハ音読ヲ禁ス

第八条 小使至其ノ他商人溜所ニ立入り雑談シ又本学内ノ樹木ニ

攀チ或ハ其ノ枝ヲ折取ル等ノコトアルヘカラス

第九条 退出時限ニ至ルト雖トモ掛長以上ノ居残アルトキハ其許可
ヲ得ルニアラサレハ退出スヘカラス

一四〇 九州帝国大学通則

(二九一一(明治四四)年七月一八日達)

九州帝国大学通則

第一章 学年、休業

第一条 学年ハ七月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第二条 左ニ記載スル日ハ休業トス

日曜日

秋季皇靈祭

神嘗祭

天長節

靖国神社祭

新嘗祭

冬期休業

孝明天皇祭

紀元節

帝国大学令公布記念日

陸軍記念日

春季皇靈祭

春季休業

靖国神社祭

海軍記念日

夏季休業

第三条 休業中ト雖見学又ハ実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

第二章 分科大学

第一節 学生

第一 入学

第四条 入学ハ学年ノ始トス

第五条 本学分科大学ニ入学ヲ許スヘキ者ハ高等学校大学予科ニ於
テ志望相当学科ヲ卒業シタル者タルヲ要ス

第六条 左ニ記載スル者ハ第五条ノ入学志望者ヲ收容シ尚欠員アル
場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学スルコトヲ得

一 他ノ帝国大学学生ニシテ同一学科ニ転学ヲ望ム者

二 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等以上ト認めタル学校

十一月二十六日より
翌年一月七日ニ至ル

一月三十日

二月十一日

三月一日

三月十日

四月一日ヨリ

四月七日ニ至ル

五月六日

五月二十七日

七月十一日ヨリ
九月十日ニ至ル

ノ卒業者

三 大学予科学力検定規定ニ依リ大学予科卒業者ト同等以上ノ学力アリテ検定セラレタル者

四 大学ニ於テ臨時施行スル入学検定試験ニ及第シタル者

第七条 第五条及第六条ニ依ル入学志望者ハ六月十五日限り願書ニ履歴書ヲ添付シ差出スヘシ但シ設備上差支ナキ学科ニ限り八月三十一日マテ願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第八条 第六条第四号ニ依リ入学検定試験ヲ要スル者ハ受験料金五円ヲ証ムヘシ但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ入学願ヲ取リ消スコトアルモ之ヲ返付セス

第九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学金五円ヲ納ムヘシ

第十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人一人ヲ設クヘシ

保証人ハ父又ハ兄トシ父兄ナキ時若クハ止ヲ得サル事情アルトキハ内国ニ居住スル成年ノ男子ニシテ総長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

保証人ハ保証書并ニ本人ノ戸籍謄本ヲ差出シ其ノ学生在学中ニ係ル一切ノ事件ニツキ其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十一条 保証人居所又ハ姓名ヲ變更シタル時ハ直チニ届出ツヘシ

第十二条 保証人死去シ又ハ其資格ヲ失フトキハ更ニ第十条ノ手續ヲ經ヘシ

第十三条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤學ノ宣誓

ヲ為スコトヲ要ス

第十四条 入学者ハ入学金ヲ納付シ保証書ヲ差出シタル後ニアラサレハ講義、実験ニ出席シ及圖書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第二 授業

第十五条 学生ノ授業ニ関スル規定ハ分科大学ニ於テ之ヲ定ム

第三 休學、退學

第十六条 学生ニシテ疾病ニ因リ三箇月以上修學ヲ中止セントスルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ分科大学長ニ願出テ其許可ヲ受ケ休學ヲ為スコトヲ得

休學ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニハ分科大学長ハ総長ノ裁定ヲ經テ尚一箇年以内ノ休學ヲ許可スルコトアルヘシ

休學期間内ト雖其ノ事故止ムトキハ分科大学長ハ願ニ依リ復學ヲ許スコトアルヘシ

第十七条 分科大学学生ノ兵役ニ服スル者ハ其ノ現役又ハ応召中第

十六條ニ準シテ休學シ滿期後直チニ原級ニ復スルコトヲ得

第十八条 学生疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト分科大学長ニ於テ認定シタルトキハ総長ノ許可ヲ經テ之ニ退學ヲ命スルコトヲ得

第十九条 学生退學セントスルトキハ総長ニ願出ツヘシ

第四 試験

第二十条 試験ハ分科大学ノ規定スル所ニ依リテ之ヲ行フ

第五 特待学生

第二十一条 學術優等品行方正ナル学生ヲ選ヒテ分科大学ノ特待学生ト爲ス

第二十二条 特待学生ハ其ノ学業ノ成績ニ依リ総長ノ許可ヲ經テ分科大学長之ヲ定ム

第二十三条 特待学生ハ授業料ヲ徴取セス

第二十四条 特待学生ニシテ疾病ニ罹リ成業ノ見込ナキ者又ハ其名譽ニ反スル行為アリト認ルトキハ之ヲ解除スヘシ

第六 卒業

第二十五条 分科大学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十六条 分科大学ヲ卒業シタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ称号ヲ用ユルコトヲ得

一 医科大学ヲ卒業シタル者ハ医学士

二 工科大学ヲ卒業シタル者ハ工学士

第二十七条 第二十五条ノ試験ヲ完了セスシテ退学スル者ニハ其修了シタル科目ニ就キ証明書ヲ与フルコトアルヘシ

第七 授業料

第二十八条 分科大学学生ノ授業料ハ一箇年金五拾円トシ左ノ三期ニ分チ毎期之ヲ前納セシム但シ納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一期 (九月ヨリ十二月ニ至ル) 金式拾円

第二期 (一月ヨリ三月ニ至ル) 金拾五円

第三期 (四月ヨリ六月ニ至ル) 金拾五円

第二十九条 学生休業中ハ月割ヲ以テ授業料ヲ免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

復学ヲ許サレ若クハ中途入学シタル者又ハ特待学生ヲ解除セラレタル者ノ授業料ハ月割ヲ以テ之ヲ前納セシム

第三十条 学生ニシテ停学ヲ命セラレ若クハ退学ノ場合ニ於テハ其ノ期ノ授業料ハ之ヲ徴収ス停学ヲ解キタル場合亦同シ

第三十一条 放学ヲ命セラレタル者ハ月割ヲ以テ授業料ヲ徴収ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第三十二条 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ講義、実験ニ出席シ及圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ス

第八 懲戒

第三十三条 学生ニシテ品行修マラス又ハ学業ヲ懈怠シ其ノ他秩序ヲ紊リ風儀ヲ害スル虞アリト認ムル者アルトキハ総長ハ評議會ノ意見ヲ聞キ懲戒ニ処ス

第三十四条 懲戒ハ左ノ如シ

一 謹責

一 停学

一 放学

第二節 選科生

第三十五条 分科大学所定ノ科目中一科目若クハ数科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ選科生トシテ学生ニ欠員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

前項ノ志望者ハ八月三十一日マテニ入学願書ニ履歴書ヲ添付シ差出スヘシ

第三十六条 選科生ノ入学ニ関スル規定ハ分科大学ニ於テ之ヲ定ム
第三十七条 選科生ニシテ其ノ修了シタル科目ニ就キ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ニハ修業証書ヲ与フ

第三十八条 本節規定ノ外ハ総テ正科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第三節 外国学生

第三十九条 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス

第四十条 外国学生ニシテ当該分科大学所定ノ試験ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ学力ヲ検定シ大学予科卒業ト同等以上ト認めタルトキハ卒業証書ヲ授与スルコトヲ得

第四十一条 外国学生ニハ正科生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第三章 大学院

第四十二条 分科大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ当該分科大学長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

第四十三条 他ノ分科大学又ハ他ノ帝国大学分科大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラントヲ願出ツル者アルトキハ前条ノ手續ニ依リ之ヲ許可ス但シ当該分科大学教授会ニ於テ必要ト認めル科目ニ就

キ学力検定ヲ行フコトアルヘシ

第四十四条 帝国大学分科大学卒業生ニアラサル者ニシテ大学院ニ入ラントヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ学力ヲ検定シテ之ヲ許可ス但シ入学願書ニハ学業履歴書及戸籍謄本ヲ添付スヘシ

前項ノ出願者ハ入学検定料金拾円ヲ納付スヘシ

第四十五条 大学院ノ入学期ハ分科大学卒業ノ日ヨリ一箇月以内又ハ学年ノ始トス

ハ学年ノ始トス

第四十六条 他ノ帝国大学分科大学卒業生ニシテ入学ヲ許可セラレタル者ハ戸籍謄本ヲ差出シ身分ヲ証明スヘシ

第四十七条 大学院学生ハ当該分科大学長之ヲ監督ス

第四十八条 大学院学生ノ在学期ハ二箇年トス但シ研究ノ必要ニ依リ在学延期ヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ三箇年以内一箇年毎ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十九条 大学院学生ノ指導ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ経テ総長ノ選定シタル教員ヲ担任ス

教授会ニ於テ攻究上必要ト認めルトキハ総長ノ選定シタル他ノ分科大学ノ教員ヲシテ之レカ指導ヲ為サシムルコトアルヘシ

第五十条 大学院学生ハ当該分科大学内ニ於テ研究ニ従事スヘシ

第五十一条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但シ当該分科大学ノ教務ニ従事シ又ハ評議會ニ於テ研究上必要ト認メタル場合若クハ兵役ニ服スル場合ハ此ノ限りニアラス

第五十二条 大学院学生ハ指導教員及担任教員ノ承認ヲ經テ分科大学ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第五十三条 大学院学生ハ毎学年ノ終リニ於テ其ノ研究事項ヲ指導教員ヲ經テ当該分科大学長ニ差出スヘシ

第五十四条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ント欲スル者ハ其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

前項論文ノ審査ハ当該分科大学教授会ニ於テ之ヲ行ハシム若シ必要アリト認ムルトキハ特ニ試験ヲ行ハシム

第五十五条 学位ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第五十六条 大学院学生ノ研究料ハ一箇年金參拾五円トシ第二十八条ノ例ニ依リ三期ニ分チ之ヲ前納セシム但シ第一期ハ金拾五円第二期及第三期ハ各金拾円トス

大学院学生ニシテ学業ノ成績良好品行方正ニシテ研究料ヲ支弁スルコト能ハサル者ハ願ニ依リ評議會ノ議ヲ經テ総長之ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十七条 大学院学生ニシテ兵役ニ服スル者ハ其ノ服役中研究料ヲ免除ス但シ既納ノ分ハ之ヲ還付セス

第五十八条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ハ評議會ノ議ヲ經第五十六条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第五十九条 大学院学生ニシテ研究料納付ノ義務ヲ忘ル者ハ之ヲ除名ス

第六十条 大学院学生ニシテ第五十条第五十一条及第五十三条ノ規定ニ違反スル者若クハ研究ノ成績不良ニシテ其ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタル者ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ之ヲ除名ス

第六十一条 第十三条第十九条第三十三条及第三十四条ハ之ヲ大学院学生ニ適用ス

第四章 特選給費学生

第六十二条 大学院学生中学力優秀志操堅固ニシテ永ク學術技芸ノ攻究ニ従事セントスル者若干名ヲ選抜シテ研究料ヲ免除シ学資ヲ給与シ大学院ニ於テ研究ヲ為サシム之ヲ特選給費学生トス

第六十三条 分科大学長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ特選給費学生タルニ適當ノ者ヲ選抜シテ之ヲ総長ニ推薦シ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

第六十四条 学資ハ一人一箇月金五拾円以内トシ一箇年間之ヲ給与

ス但シ必要アル場合ニ於テハ評議會ノ議ヲ經テ更ニ期間ヲ定メ之ヲ継続スルコトヲ得

第六十五条 特選給費学生ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第六十六条 総長ハ分科大学長ノ申請ニ依リ特選給費学生ニ副手ヲ囑託スルコトアルヘシ

第六十七条 特選給費学生ニシテ其ノ資格ニ欠クル者アルトキハ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

第六十八条 本章ニ掲クルモノノ外ハ第三章ノ規定ニ依ル

第五章 奨励資金

第六十九条 奨学ノ為ニ資金ヲ寄附シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費ヲ為シ若クハ卒業生及学生ニ金員又ハ物品ヲ賞与セントスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

奨学資金ハ寄附者ノ指定スル名義ヲ付スルコトヲ許可スルコトアルヘシ

第七十条 寄附者ハ貸費給費又ハ賞与ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲシテ貸費又ハ給費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間相当ノ報酬ヲ以テ一定ノ事業ニ従事スルコトヲ条件トスルコトヲ得

第七十一条 寄附者ニ於テ前条ノ指定ヲ為ササルトキハ給費貸費及賞与ハ本学ニ於テ適當ト認メタル方法ニヨリ之ヲ処分ス

第七十二条 休学ヲ為シタル者ニハ其ノ休学期間給費又ハ貸費ヲ停

止スルコトアルヘシ

停学ニ処セラレタル者ニハ其ノ停学期間給費又ハ貸費ヲ停止シ事情ニ依リテハ以後之ヲ支給セサルコトアルヘシ

第七十三条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後六箇月ヲ経過シタル月ヨリ起算シ其ノ貸費ヲ受ケタル月数ト均シキ期間ニ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ但シ自己ノ都合ニ依リ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得

貸費返納期間内ニ於テ海外ニ留学スル者ハ帰朝後六箇月ヲ経テ前項ノ規定ニ依リ返納スルコトヲ得

第七十四条 貸費ヲ受ケル者ニシテ放學ニ処セラレタルトキハ其ノ全額ヲ即時返納セシム

願ニ依リ退学シタル者ハ前条ノ期間ニ準シ返納スルコトヲ得

第七十五条 貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ恢復ノ見込ナキトキハ総長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ

附則

第七十六条 明治四十四年四月一日以前ニ入学シタル学生ニ対シテハ本則第二十八条ハ明治四十七年十二月マテ尚従前ノ例ニ依ル

第七十七条 京都帝国大学大学院学生ニシテ九州帝国大学大学院学生トナリタル者ノ在学年数ハ京都帝国大学大学院ニ於ケル在学期間ヲ通算ス

第七十八条 前条ノ学生ハ明治四十四年度ニ限り研究料ノ納付ヲ要セス

一四一 九州帝国大学副手規程

(一九一一年(明治四四年)七月一八日達)

九州帝国大学副手規程

第一条 分科大学ニ副手ヲ置ク無給トス但シ時宜ニ依リ有給トナスコトアルヘシ

第二条 副手ハ大学院学生、分科大学卒業生若クハ分科大学卒業生ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニ限り分科大学長ノ稟申ニ依リ総長之ヲ囑託ス

第三条 副手ハ教授助教ノ指揮ヲ承ケ學術技芸ニ関スル職務ニ従事ス

第四条 副手ニシテニケ年以上勤続シ成績顯著ナル者ニハ分科大学長ノ稟申ニ依リ総長証明書ヲ附与ス

第二節 九州帝国大学の整備

一四二 総長訓示概要

(『福岡日日新聞』一九一一年(明治四四年)四月二日)

○総長訓示概要

山川九州帝国大学総長が一昨日各教授其他に對し一場の訓示をなしたることは既報の如くなるが其概要は左の如し

今日爰に御集會を願ひましたのは不肖が今般測らずも本大学総長に任せられましたに因りまして諸君に一言述べおくことが必要と存じたいによつてゞあります、申上ぐることは諸君に於て素より万々御承知の事とは存じて居りますが念の爲にかい摘んで御話をするのであります、尤も工科大学の諸君には既に東京に於て大体御話したことでありますすが申残した事もあります故、今日お集りを願つたのであります、教育勅語は學校に居るもの居らぬもの又低い學校の生徒、大学の学生其他凡て日本國の臣民たる者は之を遵奉いたさんければならん事は今更申すまでも無いのであります、我大学生は右勅語に違背いたしました所業のあつてはならんのみでなく、大学生は身、最高の教育府に在ることでもありますから諸民の模範となるべきものでありますし又左様あるべきことを世間の人も期待して居るのであります、ソコで學生をして其爲すべき事を爲さしめ世人の期待する

所に称はしむるには如何に為すべきか、次の問題であると思ふのであります。大学の学生は何れも丁年以上のものであるし又高等普通教育を受けた国内の俊秀であるから、ものゝ道理は一ト通り判つて居るのは申すまでも無い、ソレであるから只口ばかりで道德、倫理を説きました所で、ソレは彼等が疾うに知り居ることでありまして、余り利目が無いのであります。彼等をして正道を踏み正義に扼らしむるのは只諸君が身を以て率ゐて正道正義を實踐躬行せらるゝ外に道は無いと思ふのであります。高尚なる學術に於ては勿論の事、極く軽き業即ち大工左官の如きものでも師匠の薫育が弟子に及ぼす影響は偉大なものでありますから高尚な學術に在りては猶更の事でありまして、故に諸君に於ては一挙一動一言一句も苟もせぬと云ふ心持で居られ其の教へらるゝ學問は何たるを問はず只其學問を教ふるものとのみ考へられず修身倫理をも兼て授業するものと考へて事に当られんことを希望するのであります。医科大學、工科大學に於ては実験場があつて教授と学生等の相接し得る機会は法科大學、文科大學などに比べまして甚だ多いのでありますから従つて薫育も大に行はれ易いのであります。諸君に於ては身を以て率ゐると云ふことを忘れられざらんには勅語の御趣意も自ら徹底することゝ思ひますから諸君に於て深く思慮あらんことを庶幾することゝ思ひます。是は我輩が東京に居た時感じた事でありまして我邦授業の有様を見るのに学生は單に教授の講義のみたよりまして自ら研究すると

いふ考が少いかと感ぜらるゝのであります。自ら研究すると云ふ精神は低い学校の生徒にさへ必要な事でありましてから況して大学の学生には欠くべからざる精神であらうかと考へられる、研究心を誘起するのは一に諸君の考へ次第と思ふのでありますから何卒此方に学生の精神が向く様にお骨折あらんことを希望するのであります。後藤學長の話によると当医科大學では学生中にも少しづつ、新研究をする者もあるやの事でありまして是は實に悦ばしい事で東京、京都の大學でも理科大學を除いたら学生の仕事など云ふ事殆んど無い事であらうと思ひます。此學風は是非奨励あつて充分に發達するやう御尽力あらんことを希望するのであります。大學令に扼て諸君は講座を担任して居られますが講座を担任する以上は單に學生に授業する許りでなく學術を研究し學問を進歩せしむるといふ事が伴ふて居るのであります。且つ充分に研究に身を致せばこそ世の進運に後れざることを得るのであつて研究を怠れば従つて所謂の時代後れとなり大學教授たる資格を失ふと云つても宜しいと思ふ位でありますから何卒充分に研究され立派な仕事の中に続々出るやうに致したいと考ふるのであります。斯く研究が重いものでありますから成るべく他の事に關係する事は避けられて研究に費すべき時間をタツプり取りおかれ、殊に万止むを得む場合の外は營利会社などに関係することは避けらるゝことを希望するのであります。勿論斯る場合には其都度許可を得られなければならぬのであります。念のため予め

申しおくのであります

〔註〕原本に読点追加。

一四三 山川総長訓示

〔総長訓示式辞〕自明治四十四年四月至昭和二十年八月

明治四十四年四月二十二日山川総長訓示

学生諸子、我輩今回本大学ノ総長ニ任セラレタルニ依リ本日始メテ諸子ト此処ニ会見スルハ我輩方最モ満悦スル所デアルガ、爰ニ就任ノ始メニ於テ一言以テ諸子ニ訓示セント思フ。

今我日本ニ四個ノ帝国大学ガアルガ、其ノ学生ノ総數ハ思フニ五千以内デアロフ。然ラバ我が帝国ノ人口ヲ五千万トスルト人口尠万ニツキ僅ニ尠人ノ帝国大学々々生ヲ出ダス割合ヲ洵ニ少数ト云ツテ宜イノデアル。斯ク多クノ人ノ内ヨリ選抜サレテ帝国大学ノ学生ト為リ、国内無數ノ青年者カラ羨望サレル諸子ノ光榮ハ多大ノモノト云ハンケレバナラン。諸子ハ国内一般ノ青年カラ手本トシ之ニ習ハントサレテアルノデアル。帝国人民ハ帝国ノ未来ヲ大学生ニ托セント期待シテアルノデアル。朝ト云ハズ野ト云ハズ凡テノ要職要務ハ大学生ノ来ツテ満たサン事ヲ待ツテ居ルノデアル。之ヲ以テ見レバ光榮ノ伴フ所トハ云イナガラ諸子ノ責任ハ重且大ト云ハンケレバナラン。諸子ハ丁年以上ノ人デ然モ高等ナル普通教育ヲ受ケタ人デアラカラ、右申ス重大ナル責任ヲ負フテ居ルコトハ早ニ自覺サレテ居ルコトハ

我輩ガ深く信ジテ居ル所デアル。故ニ細カナコトハ此処ニ云フ必要ガナイ。只諸子ノ重大ナル責任ヲ負フテ居ルモノハ深く自重セバナラント思フガ、是ハ能ク諸子ノ考慮セラルベキコトデアルト思フ。斯ク重大ナル責任ヲ持ツテ居ル諸子ノ事デアルカラ、己レノ責任ヲ忘レ己レノ位置ヲ顧ミズ学生ニアルマジキ所行ナドハ決シテアルマイトハ考フルガ、万ケ一右様ナ場合ニハ大学ハ止ミ得ス相当ノ所分ヲ為スノニ躊躇セン。勿論大学ハ学生ヲ見ルコト其子弟ノ如クデアアルガ、万止ミ得ン場合ニハ果斷ノ所置ニ出ツルノハ抛口無キ次第デアル。諸子ニ於テハ深く自分ノ立場ヲ考ヘラレタナラ心得違ノナイコトハ我輩ノ信ズル所デアルガ、能ク々々考慮セラル、コトヲ希望スルノデアル。

現時学生ノ学风ハ只単ニ教授ノ講義ニノミ依頼シテ自ラ研究スル精神ニ乏イ感ガアルカノ様ニ考ヘラレル。從テ其ノ講義ヲ充分ニ咀嚼センカラ唯教員ノ請売ヲスル事トナリ、又從テ学問ヲ応用スル場合ニ大ニ差支ヲ生ジ所謂生半可ノ学問トナルノデアル。

或ル英国人が嘗テ我輩ニ語ツタ事ガアル。「日本ノ学生ハ「ハウ」ト云フ事ハ深く注意スルガ「ホワイ」ト云フ間ヲ余リ発セン」ト。英国ノ学生ダカラト云ツテソフ能イノバカリナイハ勿論デアアルガ、右ノ語ハ余程現時学生ノ弊風ヲ穿チ得テ居ルト思ハレル。事ノ斯ク々々アルト云フ事ヲ知ル事ヲ努ムルニ汲々タルノ結果、遂ニ何故ニ其ノ事ハ斯ク々々アルカト云フ事ノ研究ヲ等閑ニスルト云フ風ハ、

現時ノ学生ニ対スル免ルベカラザル非難カト思ハレル。是ト云フモ明治ノ始メ新知識ヲ求ムルニ汲々タルノ余リ深く是ヲ研究スル余地ノナカツタ為ニ一時起ツタ弊風ノ名残デ、是ガ決シテ我国人ノ固有性テハナイコト、思フ。勿論諸子ニ在ツテハ斯様ナ弊風ガナイコト、思ハレル。ト云フノハ後藤学長ノ話ニヨリ又校友会ノ雜誌ヲ見ルト、我医科大學學生ノ新研究ヲ為ルコトニハ極メテ熱心デアアルコトガ判ルノデアアル。學生ノ新研究ヲスルノハ東西兩京ノ大學デモ稀レニ見ル所デアアルガ、斯ク我ガ學生ノ新研究ノ結果ガ陸續公表セラレルノハ衷ニ悦バシキ事デアアル。是デ見ルモ我ガ學生ハ只単ニ教授ノ講義ニノミ依頼スルモノデナク充分ニ學問研究ニ従事スルモノデアツテ、前述ベタ弊風ノナイコトガ判ルト思フ。此研究精神ノ有無ガ即チ大學ト他ノ學校トノ差ノアルトコロデアアルカラ、此學風ハ我ガ大學生ガ其ノ本分ヲ尽シテ居ルコトヲ証明スルモノデアアルニヨツテ、永ク保存センケレバナラン所ノモノデアアル。又此學風ノ維持ニハ大學ニ於テハ出来得ル限りノ助力ヲ与フル考デアアル。

又現時青年學生ノ通弊ノ一ツハ試験學問ヲスルコトデアアル。學問ノ為メニ學問ヲセンデ試験ニ通過スル為メニ學問ヲスル。ドンナ大切ナコトデモ試験ニ關係ガナイト少シモ顧ミナイ。此弊風ハ凡テノ階級ノ學生間ニ存在スルカト思ハレルガ、是ハ前述ベタ研究學問ノ正反對デアアル。斯ル有様ニナツタノハ單リ學生ノ罪ノミデナク制度モ亦其ノ責ノ一班ヲ負ハンケレバナランノデアアル。或ル本デ見ルコト

デアアルガ、人ヲ英國人ニ紹介スルト英國人ノ第一ニ胸ニ浮ブ疑問ハ如何ナル人デアアルカト云フコトデアアル。即チ其ノ人ノ人格如何ガ念頭ニ起ル。又独乙人ニ紹介スルト独乙人ノ第一ニ胸ニ浮ブ疑問ハ如何ナル知識ヲ有スル人デアアルカト云フコトデアアル。即チ其ノ人ノ學問如何ガ念頭ニ起ル。又仏郎西人ニ紹介スルト仏郎西人ノ第一ニ胸ニ浮ブ疑問ハ如何ナル試験ヲ通過シタ人デアアルカト云フコトデアアル。即チ其ノ人ノ資格如何ガ念頭ニ起ル。又亜米利加人ニ紹介スルト亜米利加人ノ第一ニ胸ニ浮ブ疑問ハ如何ナル事ヲ為シ得ル人デアアルカト云フコトデアアル。即チ其ノ人ノ才幹如何ガ念頭ニ起ル。則チ英人ハ人格ニ、独乙人ハ學問ニ、仏人ハ資格ニ、亜米利加人ハ才幹ニ重キヲ置クコトガ普通性デアアルト書イテアツタ。勿論右様ニ單簡ニ國民ヲ批評スル場合ハ必シモ悉ク真理デアアルト断言ハ出来ンガ、其ノ間ニ多少ノ真理ノ含マレテアルハ疑ノナイ事ト思フ。我ガ日本人ハ独乙人ヨリモ英國人ヨリモ亜米利加人ヨリモ仏郎西人ニ似テ居ルノデハアルマイカ。即チ試験ニ重キヲ置キ過ギルデハアルマイカ。諸子ハ勿論前申ス如ク研究學問ニ熱心ナモノデアアルカラ試験ナドニ目ヲクレズ、學問ノ為メニ學問セラル、ハ我ガ輩ノ信スル所デアアルガ、猶注意サレン事ヲ希望スルノデアアル。

又有名ナ話デアアルガ、或ル英國人ガ完全ナ人間ハ Everything of Something ヲ知り、Something of Everything ヲ知ランケレバナラン、即チ或ルコトノ全部ヲ知り、又凡テノコトノ一班ヲ知ツテ居ラ

ンケレバナラント云ツタコトガアル。別辭デ申セバ己ガ専門ノ学問ヲ瀛奥ヲ極メ、合セテ他ノ凡テノコトニ対シテ一応ノ知識ヲ有シテ居ラシム。即チ修養ガ広クナケレバ完全ナ士ト云フ可カラズト云フ事デアル。是ハ甚ダ尤ナコトデアルト思ハレル。往昔ト違ヒ今ハ學問ノ進歩ニヨツテ専門デナケレバ世ニ立ツコトガ出来ンハ勿論デア
ルガ、余リ専門ニ走ルノ弊ハ他ノ事ニハ少シモ趣味ヲ持タン、又從テ知識ヲ有セン、其結果眼界ノ誠ニ狭イ人間ニナルノデアアル。是ガ又自分ノ専門ニ迄影響ヲ及ボシ、自分ノ専門ノ学科ニ於テモ問題ヲ達觀シテ要点ニ着眼スルコトガ出来ンコト、ナル恐レガアルノデア
ル。此ノ点ニ於テハ我カ日本人ハ西洋人ニ比スルト大ニ劣ルヤノ感ガアルト思フ。現在日本ニ住スル西洋人、例令バ大学ナドノ雇教師ナドヲ見ルニ、左迄エライ人ト思ハレン人デモ其専門以外ノ事ニ對シ知識ヲ有シテ居ルハ日本人ノ遠ク及ブ所デナイノガ普通デア
ル。是ニツイテ其ノ原因ヲ尋ネタナラ種々アルデアラフガ、兎モ角モ事
實ハ右ノ通りデアアル。今日本人ノ内デモ或ル専門ニ関シテハ立派ナ
学者デアアルガ多クノ場合ニ於テ其ノ専門以外ノ事ニ関シテハ其ノ知
識ガ非常ニ幼稚デアアル。医学者ニハ丸デ法律ノ知識ガナイ、法律家
ハ全ク理学ヲ知ラン、理学者ハ文学ニ趣味ヲ持タント云フ様ナ有様
デアアル。夫レノミナラス己レノ専門以外ノ知識ガ幼稚デア
ルノヲ啻ニ恥チンノミナラス反テ之ヲ自慢スル人ナトガ往々アル。勿論人ノ
性質ニヨルコトデア
ルカラ凡テノ事ニ趣味ヲ持テト云フハ無理ナコ

トデアアル。彼ノ有名ナ「ダルウイン」ガ云ツテ居ル事デア
ル、自分ハ若イトキニハ詩ト云フモノニ趣味ヲ持ツテ居ツタガ年ヲ取ルニ從
テ詩ニ對スル趣味ヲ失ツタ、或ハ科学ノ研究ト詩ニ對スル趣味トハ
互ニ相容レザルモノデア
ルマイカ。成程嚴確ナル科学ト婉曲ナル詩
トハ一概ニ云フ事ハ出来ンガ、或ハ相容レヌコトガアルカモ知レン
ノデア
ル。斯様ナワケデア
ルカラ何事ニモ趣味ヲ持テト諸子ニ請求
スルデハナイガ、可成趣味ヲ多方面ニ持ツコトヲ諸子ニ勸ムルノデ
アル。多方面ニ趣味アル知識アル人ヲ養成スルト云フノガ綜合大学
ノ設置セラル、所謂デア
リ、同ジ理由ニ依ツテ如シ寄宿舎ガ出来タ
ラ——寄宿舎ハ是非急ニ作リタイト思フ——其中ニ於テハ各分科
ノ学生ヲバ可成雜居セシメタイト思フ。己レノ從事シテ居ル學問以
外ノ學問ヲ研究スル人ト接スルト自然ニ他方面ニ趣味ヲ起コシ知識
ヲ増ス利益ガアリ、從テ完全ナ士ヲ養成スルコトガ出来ルト思フカ
ラデア
ル。終リニ一言シ置キタイハ、兎角壯年ノ際ニハ自己ノ体ヲ
大切ニスルコトヲ怠リ勝ノモノデア
ルガ、諸子ハ其辺ノ事ハ充分承
知シテ居ルコト、思フガ、若キ時ニ相當ノ注意ヲ為ント年ヲ取ツテ
後悔スル時ガ来ル。医学ヲシテ居ル諸子ニ衛生ノ説法ハ甚ダ嗚呼ガ
マシイ事デア
ルガ、自分ノ經驗上老婆心止ミ難ク爰ニ一言シテ今
日ノ話ヲ終ルコト、スル。

〔註〕原本句讀点なし。

一四四 宣誓式ニ於テ山川総長告辞

〔総長訓示式辞〕 自明治四十四年四月至昭和二十年八月

明治四十四年十月四日宣誓式ニ於テ告辞

帝国大学令第一条ニ「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ云々」トアル、是ハ如何ナル意味デアるか。世界ノ文明国ノ何レニ於テモ百般ノ事業ノ要路ニ当ツテ団体ノ幹部トデモ云フベキ位置ニ居ル人ハ大抵ハ大学教育ヲ受ケタ人デアル、政事ノ方面デ云ヘハ、我が日本ハ過渡ノ時代デアルノデ除外例デアるか、英国ノ首相デアラスキスデモ反対党ノ首領バルフルデモランスドーンデモ、米國ノ大統領タフト又ハ前ノ大統領ローズヴェルトデモ皆大学出身者デアル。又英米以外ノ國デモ大抵同ジ状態デアル。是ハ単ニ政治方面ニ就テ云フノデアるか、其ノ他人生凡テノ事業法律工業医業等ノ中心枢軸ト為ツテ居ル人ハ大学教育ヲ受ケタ人デアル。大学教育ヲ受ケタ人ガ中心枢軸ト為ランデハ國ガ發展進歩ヲ為スコトガ出来ンノデアル。我が日本デモ政事社会軍人社会ヲ（此ノ二ツノ社会ニハ特殊ノ事情ガアルノデ）除外例ニスレバ多クノ事業ノ中心ト為ツテ居ルノハ大学出身者デアル。我が日本デ大学ノ出来タノハ僅カニ三十余年前デ、未ダ卒業生モ尙万トハナイノニモ係ハラズ、右ノ次第デアル。此ノ中心枢軸ト為ル人ヲ養成スル目的デ帝国大学ガ設立サレテアルノデ、大学令ニ「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ云々」トアルノハ前申ス国家百般ノ事業ノ中心ト為ルベキ人ヲ養成

スルト云フ意味デアル。則チ国家ノ必要ヲ満タス為メニ大学ヲ設立シテ学生諸子ヲ教育スルノデアル。サレバ国家ハ莫大ノ金ヲ諸子ノ教育ニ投ジテ居ル。本大学ニ於テ本年度ノ如キハ学生一人ニ対シ一ケ年間ニ費ス所ガ約壹千四百円デアル。諸子ガ大学在学ノ年数三年如クハ四年間ト又諸子ガ高等学校在学中トニ於テ国家ガ諸子ノ為メニ費シタ所ノモノヲ合セ算用シタナラバ、其總額ハ夥數額ニ為ル事ト信セラル。

斯ク諸子ヲバ国家ガ国家ノ用ヲ為ス為メニ教育シテ居ルノデアるか、諸子ハ他ノ國民ニ比シ國家ノ恩恵ヲ被ルコトガ甚ダ深いニヨツテ、國家ニ対スル義務モ亦從テ他ノ國民ヨリモ重且大デアルト云ハシケレバナラン。サレバ國家ニ対シ此ノ大恩ヲ報イザル間ハ諸子ノ身体ハ諸子ノモノ、様デアリナガラ諸子ノモノデナイ、國家ノモノデアルト考ヘンケレバナランノデアル。万事ニ関シ諸子ハ此ノ事ヲ忘却サレザランニハ大過ハアルマジク思ハレル。仮令ヘバ摂生ヲ怠ル誘悪ガアリトセヨ、此ノ身体ハ我が身体ニアラズ、焉ンゾ不摂生ノ誘悪ニ陥ツテ此ノ國家ノ有ナル身体ヲ害フベケンヤト省タナラバ不摂生ノ誘悪ニハ陥ラン道理デアル。同ジ道理デ不品行ヲ為スノ誘悪ガアルトキニ、我が身体ハ我が身体ニアラズ、國家ノ身体デアルト、反省シタナラ如何ニ欲望ノ誘悪ガ強クトモ惡道ニ陥ルノ憂ハナイコト、信セラルノデアル。又學業ヲ怠ル誘悪ガアルトスルニ國家ヨリ預ツタ大事ナ此ノ身体デアル、此ノ誘悪ニ陥ツテナルモノカ

ト反省スレバ不勉強ノ魔道ニ陥ランノデアル。又此ノ觀念ヲ以テ単ニ消極的ニ身体操行ノ健全ヲ保ツバカリデハナラン、此ノ身体ハ己ガ身体ニアラズ国家ヨリ預リ居ルモノデアルカラ、此ガ充分ナル発達ヲ料リ聊モ欠点ナカラン様ニ注意センケレバナラン、即チ衣食住ニ相当ノ注意ヲ為シ適宜ノ運動ヲシテ身体ヲ充分ニ発達セシムルノハ、諸子ガ国家ニ対スル義務デアル事ヲ忘レテハナランノデアル。

又学ヲ励ミ智ヲ研キ国家ノ発達ヲ助クル人ト自己ヲ為スモ亦諸子ノ国家ニ対スル義務デアル。又カラダハ国家カラノ預リモノデアルカラ、君国ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ朋友ニ信ニ取捨節アリ処身勇アリ人ニ交ルニ礼アリ讓アル士君子ト己ヲ為スコトニ努ムルモ亦、諸子ガ国家ニ対スル義務デアルト思フ。諸子ニシテ以上ノ如キ重且大ナル義務ヲ負担シ居ルコトヲ造次ニモ顛沛ニモ忘却セラレザランニハ、ソレニテ大学ハ満足シ得ルノデアル。諸子ハ丁年以上ノ男子デアルニ依テ大学ハ諸子ヲ遇スルニ士君子ノ礼ヲ以テスル。小学中學ニ於ケルガ如ク諸子ヲ拘束センノデアルガ、自由ノ存スル所ニハ必ず之ニ伴フノ義務ノアルコトヲ忘レザランコトヲ希望スル。如シ諸子ニ於テ日本最高ノ学府ノ学生タル本分ヲ忘レ邪道ニ陥ルルキ事ガ万ケ一アツタナラ、本学ハ止ムヲエズ断然タル所分ヲ為スノデアルカラ、諸子ニ於テハ深く考慮セラル、コトヲ希望スルノデアル。猶學術上ノ指導ハソレ々々受持ノ教員カラアラウデアラフシ又其ノ他時々學長ヨリ訓示ガアルベキデアルガ、諸子ニ於テハ謹ミテ

服膺サレンコトヲ希望スルノデアル。

〔註〕原本に句読点追加。

一四五 九州大学の独立

〔福岡日日新聞〕一九二一（明治四四）年四月二日）
九州大学の独立

九州帝国大学官制は、一昨日勅令を以つて公布され、工科大学講座も、来る九月を以つて其開始を見るべしと云へば、従来京都帝国大学に隸属せし福岡の大学は茲に始めて九州大学として独立的体統を備具するものにして、吾人は吾帝国の為に、此文運の発達を祝し、併せて吾九州の為に多年の希望の実にされたるを喜ばずんばあらず。夫れ大学的制度の国運に裨益する所の多きは、今更絮説を要せざる所にして、邦家の盛衰、世道の隆汚、実に之が存否と善悪によりて分るゝものあり。是を以て世界列邦の力を大学の増設と其改善に致すや頗ぶる大に、其国民の智識の程度と、文化の進否は、一に大学制度の発達如何を以つて之を代表せしむるに至れり。今日吾帝国の人文の進歩は、大体に於て決して列邦の低位に在るものにあらず。唯吾国従来の方針が、力を下よりして上に及ぼすに在りしを以つて、帝国の大を以つてして、僅かに東西二大帝国大学を有し、為に学運の趨向、下に伸びて上に屈し、帝国目下の振興に副ふに足らざる所ありしは、識者の會てより慨歎措かざりし所なり。然るに今や時來

り、機熟し、九州、東北の二大学を併せて四個の帝国大学を有するに至りしは邦家の為に慶すべき事なりと云はざる可からず。思ふに吾帝国に於ける大学制の方針は儼として大学令の上に存し、吾九州大学も亦一に之に率由すべきは固より言を待たざる所、而かも境と人の相接する所、勢と時の相待つ所、何れの大学と雖、一種固有の色彩を帯ざる無きを思へば、吾九州大学が、新総長の指導の下に時代の要求に応ずるに足る摯実健剛の氣風を養成し以て、九州大学の名声を發揚すべきは吾人の信じて疑はざる所なり。近時欧米の風潮を按ずるに、大学の余力を善用し、利用し、以つて一般民衆の智識を普及するに資せんとするの傾向増加しユニヴァーシティー・エキステンションの制を始め、大学を中心とせる宗教、文学、美術、其他の技芸の發達を目的とせる各種の組織、集合の企画せらるゝもの甚尠なからず。此種の利益は大学所在地の人民の幸に享有する恩沢にして、吾九州人民は此点に於ても亦大に喜ぶ所無かる可からざるなり。要するに九州大学に今回の独立たる、九州の文運に向つて一大時期を劃したるものにして、吾国の学界の中央集中の趨勢は、此大学の地方的独立によりて其幾分を撓むるを得べく比年来九州方面の偉大なる物質的有形的の進歩は、此無形的學術的の大設備によりて其欠陥を補ふを得べく、斯くの如くにして文質相待つて進まば、吾九州人士の大学を希望したる意全く邦家に貢獻する所尠少なからざるや知るべきなり。

一四六 九州帝国大学二関スル件中改正

『官報』第八三一九号 一九一一年（明治四四）年三月二日

朕明治四十三年勅令第四百四十八号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年三月三十日

内閣総理大臣 侯爵桂 太郎

文部大臣 小松原英太郎

勅令第四十五号

明治四十三年勅令第四百四十八号中左ノ通改正ス

第三条及第四条ヲ削ル

附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都帝国大学福岡医科大学ハ本令施行ノ日ヨリ九州帝国大学医科大學トス

一四七 京都帝国大学総長菊池大麓告別電報

『九州帝国大学沿革史料』一

菊池総長の電報訳文

三月三十一日発信

貴学職員一同多年拮据經營の功に依り今日の發展を見るに至りたる

は深く欣喜する所にして今や新設の九州大学に附属し本学と別れんとするに当り将来益々發展せられんことを祈る

一四八 福岡医科大学長後藤元之助謝電

『九州帝国大学沿革史料』(一)

後藤医科大学長謝電 三月三十一日返信

本学今や貴属を離れて九州帝国大学に移属せんとす此時に当り特に深厚なる訓示を辱ふし感佩に堪へず将来益々奮励国家の爲めに尽さんことを誓ふ茲に職員一同に代り謹て謝意を呈す

一四九 医科大学長委任事項

(一九一一年(明治四四年)四月一五日達)

医科大学

医科大学長へ委任事項左ノ通相定ム但シ第三項ハ執行後即時開申シ第九項ハ一箇月分ヲ取纏メ翌月十日マテニ報告スヘシ

医科大学長ハ総長ヨリ委任セラレタル事項ニシテ事ノ輕易ナルモノハ総長ノ認可ヲ得テ之ヲ附属医院長ニ分任スルコトヲ得

第一 判任官以下職員ノ事務分課ヲ命スルコト

第二 判任官以下ノ諸届ニ関スルコト

第三 医務介補調剤手及俸給月額式拾円未満ノ雇員ノ進退身分ニ関

スルコト

第四 看護婦看護人標本方及培養方ノ進退ニ関スルコト

第五 小使給仕職工等ノ進退ニ関スルコト

第六 宿直ニ関スルコト

第七 医科大学並附属医院物品ノ管理及出納命令ヲ為スコト

第八 予算ノ範圍内ニ於テ一廉五百円未満ノ金額ヲ以テ物品ヲ購入

シ若クハ備品ノ修繕ヲ為スコト

第九 一廉參拾円未満ノ医院病棟ノ修繕ニ関スルコト

第十 価格拾円以下ノ寄贈品ヲ処理シ及総長ノ名ニ於テ謝状ヲ発スルコト

一五〇 九州帝国大学医科大学及附属医院処務細則

(一九二二年(大正元)年八月二十九日制定)

医科大学及附属医院処務細則

第一条 医科大学及同附属医院ニ庶務掛及会計掛ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第二条 各掛ニ掛長ヲ置キ書記ノ中ヨリ医科大学ニ於テハ学長附属医院ニ於テハ医院長之ヲ命ス掛長ハ上官ノ命ヲ承ケ掛ノ事務ヲ掌

理ス

第三条 掛員ハ掛ノ事務ニ服ス但シ上官ノ命アルトキハ他掛ノ事務

ヲ助ク

第四条 主掌事務ニシテ他掛ニ關聯スルモノハ合議スヘシ

第五条 医科大学ノ事務ニ就キテハ学長附属医院ノ事務ニ就キテハ

医院長ノ決裁ヲ経ルニアラサレハ施行スルコトヲ得ス

第六条 医科大学事務ノ分掌左ノ如シ

庶務掛

- 一 職員ノ進退身分ニ関スルコト
 - 二 学長ノ官印及学印ノ管守
 - 三 教務ニ関スルコト
 - 四 学生ニ関スルコト
 - 五 公文書類ノ收受發送ニ関スルコト
 - 六 統計報告ニ関スルコト
 - 七 儀式ニ関スルコト
 - 八 解剖体其他ノ屍体ニ関スルコト
 - 九 宿直ニ関スルコト
 - 十 他掛ノ主掌ニ属セサルコト
- 會計掛
- 一 歳入歳出ノ予算決算ニ関スルコト
 - 二 歳入歳出ノ収支ニ関スルコト
 - 三 不動産ノ管理ニ関スルコト
 - 四 物品ノ出納保管ニ関スルコト
 - 五 学内ノ取締ニ関スルコト
 - 六 傭人ノ進退及取締ニ関スルコト

七 機関所、瓦斯發生所、動物飼養所及焼却所ニ関スルコト

第七条 附属医院事務ノ分掌左ノ如シ

庶務掛

- 一 職員ノ進退身分ニ関スルコト
 - 二 医院長ノ官印及医院印ノ管守
 - 三 公文書類ノ收受發送ニ関スルコト
 - 四 統計報告ニ関スルコト
 - 五 儀式ニ関スルコト
 - 六 患者並其附添人ニ関スルコト
 - 七 看護員ノ進退及取締ニ関スルコト
 - 八 看護員ノ養成ニ関スルコト
 - 九 宿直ニ関スルコト
 - 十 他掛ノ主掌ニ属セサルコト
- 會計掛
- 一 歳入歳出ノ予算決算ニ関スルコト
 - 二 歳入歳出ノ収支ニ関スルコト
 - 三 不動産ノ管理ニ関スルコト
 - 四 物品ノ出納保管ニ関スルコト
 - 五 医院内ノ取締ニ関スルコト
 - 六 傭人ノ進退及取締ニ関スルコト
 - 七 屍体室、調理所、洗濯所及浴室等ニ関スルコト

八 清潔法施行ニ関スルコト

第八条 文書ハ総テ庶務掛ニ於テ接受シ收受件名簿ニ登記シ收受ノ番号及月日ヲ記入シ直ニ主務掛ニ配布シ取扱者ノ受領印ヲ受クヘシ

親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

第九条 配付ヲ受ケタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ処分案ヲ起草シ決裁ヲ請フヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ処分案ヲ起草スル能ハス、又ハ処分ヲ要セスト認ムルトキハ医科大学ニ於テハ学長附属医院ニ於テハ医院長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第十条 決裁済ノ文書ニシテ他ニ發送スヘキモノハ庶務掛ニ回付シ

同掛ニ於テ浄書發送スヘシ但シ計算書統計表又ハ図面ノ類ハ各主任ニ於テ浄書シ庶務掛ニ回付スヘシ

第十一条 庶務掛ニ於テ文書ヲ發送スルトキハ發送件名簿ニ登記スヘシ

第十二条 完結ノ文書ハ各掛ニ於テ類別編纂シ之ヲ保存スヘシ

附 則

第十三条 本則ハ大正元年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条 九州帝国大学医科大学執務手續ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ

廃止ス

一五一 九州帝国大学医科大学ノ講座ニ関スル件

『官報』第八六八二号 一九二二(明治四五)年五月三〇日

朕九州帝国大学医科大学ノ講座ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十五年五月二十九日

内閣総理大臣 侯爵西園寺公望

文 部 大 臣 長谷場純孝

勅令第二百二十九号

九州帝国大学医科大学ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ヲ定ムルコト左ノ如シ

解剖学 三講座

病理学 二講座

薬物学 一講座

生理学 一講座

医化学 一講座

内科学 三講座

婦人科学、産科学 一講座

小兒科学 一講座

外科学 二講座

整形外科学 一講座

皮膚病学、黴毒学 一講座

精神病学 一講座

衛生学 一講座

眼科学 一講座

法医学 一講座

耳鼻咽喉科学 一講座

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一五二 九州帝国大学医科大学規程

(一九一一年(明治四十四)年八月三日改正)

九州帝国大学医科大学規程

第一章 入学

第一条 九州帝国大学通則第五条ニ依ル入学志願者ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ收容ス

一 高等学校大学预科第三部卒業者中医学科志願者配当方法ニ

依リ配当セラレタル者

二 前号ノ配当方法ニ依ラサル志願者

入学志願者ノ数收容予定人員ヲ超過スルトキハ第一号ノ志願者ノ

ミニ就キ選抜試験ヲ施行ス

第二条 九州帝国大学通則第十九条ニ依リ退学シタル者再ヒ原級

以下ニ入学ヲ請フトキハ学年ノ始メニ於テ欠員アルトキニ限り

試験ヲ須キス通則第六条ニ依ル入学志願者ニ先チ入学ヲ許可ス

ルコトアルヘシ

第三条 九州帝国大学通則第五条ニ依ル入学志願者ヲ收容シ尚欠員

アルトキハ他ノ入学志願者ニ対シ大学予科学力檢定規程ニ依リ檢

定試験ヲ施行シ其ノ合格者中成績優等等ナル者ヨリ順次入学ヲ許

可ス

第二章 授業

第四条 本学ニ於テ授業スル学科目及其時数左ノ如シ

目 科 義 講													別 類				
局所解剖学	綱帯学	外科各論	外科総論	内科各論	診断学	病理解剖学	処方学	薬物学	胎生学	病理総論	医化学	生理学	組織学	解剖学	授業科目		
											三	二	四	八	自九月至十二月	第一学年 每週授業時間	
											三	四	一〇	自一月至三月	自三月至七月		
									二	三	六	一〇	自四月至七月				
二			二		二			四		六		二			自九月至十二月	第二学年 每週授業時間	
二		二	二	四	二	四		四	二						自一月至三月		自三月至七月
	二	二	二	四		四	二	一	二						自七月至十月		
		二		四											自九月至十二月	第三学年 每週授業時間	
		二		四											自一月至三月		自三月至七月
		二		四											自七月至十月		
		二		四											自九月至十二月	第四学年 每週授業時間	
															自一月至三月		自三月至七月
															自七月至十月		

実 習 科 目								講 義 科 目									
耳鼻咽喉検査実習	診断学実習	病理組織学実習	病理解剖学実習	医科学実習	薬物学実習	生理学実習	組織学実習	解剖学実習	毎週時間小計	法医学	衛生学	眼科学	精神病学	小児科学	皮膚病理微生物学	産科学	婦人科学
									一七								
								一八	一七								
						四	九		二二								
						四		一八	一八								
		六	時々	六					二二								
	(六)	六		六	三				一九								
									一九	二	二	二	二			二	三
									一九	二	二	二	二			二	三
一									一八	二	二	二	二	一	一	二	
									六								

第二編 九州帝国大学の創立

目科義講末臨来外				目 科 義 講 床 臨								目 科 習 実										
臨 床 講 義	眼 科 外 來 患 者	臨 床 講 義	婦 人 科 產 科 外 來 患 者	臨 床 講 義	外 科 外 來 患 者	臨 床 講 義	內 科 外 來 患 者	每 週 時 間 小 計	耳 鼻 咽 喉 科 臨 床 講 義	小 兒 科 臨 床 講 義	精 神 病 科 臨 床 講 義	臨 床 講 義	皮 膚 病 微 毒 科	眼 科 臨 床 講 義	婦 人 科 產 科 臨 床 講 義	外 科 臨 床 講 義	內 科 臨 床 講 義	每 週 時 間 小 計	法 医 学 実 習	微 菌 学 実 習	産 科 摸 型 演 習	檢 眼 鏡 実 習
																		1				
																		18				
																		13				
																		22				
																		22				
																		12				
																		15				
					六		一〇									六	四	1				
					六		一〇									六	四	五		三		二
					六		一〇									六	四	四		三		
							二三	二	二	二	二	二	二	二	六	四	(二)				(二)	
							二三	二	二	二	二	二	二	二	六	四	(二)				(二)	
							二三	二	二	二	二	二	二	二	六	四	(二)	(一)			(二)	

毎週時間合計	外 来 臨 床 講 義 科 目						
	皮膚病 微生物 毒科	小児科 外来患者 臨床講義 及種痘 實習	耳鼻喉科 外来患者 臨床講義	精神科 外来患者 臨床講義	整形科 外来患者 臨床講義	外科 外来患者 臨床講義	毎週時間 小計
一七							
三五							
三四							
四〇							
三四							
三四 (六)							
三五	六						
四〇	六						
三八	六						
四〇 (一)	一一	}					一一
三四 (一)	一一						一一
三四 (一)	一一						一一

本表中ノ時間ニ括弧ヲ附シタルハ一学級ノ学生ヲ数組ニ分チテ教授スルモノナリ

第三章 試験

第五条 試験ヲ分チテ前期試験及後期試験トス

第六条 前期試験ハ第二学年ノ授業ヲ終リタル後左ノ科目ニ就キ之

ヲ施行ス

- 解剖学
- 組織学
- 病理学総論
- 薬物学
- 生理学
- 医学

第七条 後期試験ハ第四学年ノ授業ヲ終リタル後左ノ科目ニ就キ之

- ヲ施行ス但シ衛生学、法医学、精神病学ノ三科目ヲ一部トシ小児科学、皮膚病学、微生物学、耳鼻咽喉科学、整形外科学ノ四科目ヲ二部トシ各学生ヲシテ抽籤セシメ両部中各一科目ニ就キ之ヲ試験ス
- 病理解剖学
- 内科学
- 婦人科学産科学
- 小児科学
- 外科学
- 整形外科学
- 皮膚病学微生物学
- 精神病学

衛生学

眼科学

法医学

耳鼻咽喉科学

第八条 前期試験ハ第二学年ノ終リ迄ニ之ヲ施行シ後期試験ハ九月

十一日ヨリ十二月二十四日迄ノ間ニ於テ之ヲ施行ス但シ後期試験

ハ学科ノ種類ニ依リ第四学年ノ終リニ於テ施行スルコトヲ得

第九条 試験ハ試験科目担任ノ教官ヲ以テ試験委員トシ之ヲ施行ス

第十条 試験ノ成績ハ各科目百点ヲ以テ最高トシ平均六十点以上ヲ

以テ及第トス但シ一科目タリトモ五十点未満ノ評点アルトキハ落

第トス

第十一条 試験ノ及第及落第ハ試験委員ノ報告ニ依リ学長之ヲ定ム

第十二条 左記各号ノ一二該当スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 担任教官ニ於テ修業セリト認定セサル科目アル者

二 停学処分中ノ者

三 九州帝国大学通則第三十二条ニ依リ処分中ノ者

第十三条 病氣其ノ他已ムヲ得サル事故アリテ試験ノ当日出席スル

コト能ハサルトキハ試験延期願ニ医師ノ診断書若クハ其ノ理由書

ヲ添付シ当該試験委員ノ承認ヲ経テ之ヲ学長ニ届出ヘシ

第十四条 前条ノ手續ヲ経テ欠席シタル者ニ対シテハ前期試験ニ付

テハ其ノ年九月三十日迄ニ後期試験ニ付テハ翌年二月末日迄ニ更

ニ日ヲ期シテ之ヲ施行ス

第十五条 第十三条ノ手續ヲ経スシテ欠席シタル者一部ノ試験ヲ終

了シタルトキハ之ヲ無効トシ次ノ試験期ニ至リ更ニ之ヲ施行ス其

ノ全部ノ試験ニ欠席シタル者ハ引續キ授業ニ出席スルニアラサレ

ハ次ノ試験期ニ至ルモ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四章 休学

第十六条 九州帝国大学通則第十六条ニ依リ休学ヲ願出ル者ハ其ノ

期間ヲ明記スヘシ

第十七条 休学ハ一箇年以上ニ及フコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル

者ハ尚一箇年以内ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

第五章 選科生

第十八条 各学科目ニ於ケル選科生ノ員數ハ学年ノ始メニ於テ当該

科目担任教官之ヲ定ム

第十九条 選科生タラントスル者ハ左ノ資格ノ一ヲ有スルコトヲ要

ス

一 官公立医学専門学校及専門学校令ニ依リ私立医学学校卒業生

二 旧高等学校医学部及高等中学医学部卒業生

三 旧京都大阪愛知医学学校卒業生

四 旧別科医学卒業生

五 旧甲種医学学校卒業生

六 外国医科大学ニ於テ学位ヲ得タル者

七 以上ノ資格ナキモ医術開業免状ヲ有スル者ニシテ学力検定試験ニ合格シタル者

第二十条 前条入学志望者ノ員数定員ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ施行ス

第二十一条 学力検定試験及選抜試験ニ関スル細則ハ学長之ヲ定ム

一五三 九州帝国大学医科大学附属医院産婆養成科規則

(一九一三(大正二)年四月一日制定)

産婆養成科規則

第一条 本科ハ産婆ニ必要ナル學術ヲ授ケ且実地練習ヲ為サシムルヲ以テ目的トス

第二条 本科ノ授業ハ九州帝国大学医科大学産科学婦人科学教室ニ於テ当該講座担任教授監督ノ下ニ之ヲ行フ

第三条 本科ノ修業年限ハ二箇年トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 九州帝国大学通則第二条ニ記載スル日ハ休業トス但休業日ト雖実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

第六条 学科目左ノ如シ

一 修身
第一年

二 解剖学大意

三 生理学大意

四 一般看護法

五 治療介補

六 産婆学(妊娠、分娩、産褥ノ正規経過及其取扱法)

七 初生児状況及其取扱法

八 消毒法

九 模型演習

十 臨床実習

第二年

一 修身

二 産婆学(妊娠、分娩、産褥ノ異状経過及其取扱法)

三 初生児疾病及看護法

四 産婆心得

五 模型演習

六 実地演習及臨床実習

第七条 生徒ハ毎年募集ス其日時及人員ハ予メ之ヲ広告ス

第八条 生徒タルニハ左ノ各項ニ該当シ且入学試験ニ及第スルヲ要ス

一 年齢満十八年以上ニシテ家事ニ係累ナキ者

二 身体健全品行方正ナル者

三 高等小学校卒業者若クハ高等女学校二年以上ノ課程ヲ修了

シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

第九条 入学試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 読書

二 作文

三 書取

四 算術

五 試問

第十条 入学志願者ハ第一号書式入学願ニ履歴書、戸籍謄本、最近

撮影ノ写真及受験料金壹円ヲ添ヘ差出スヘシ但既納ノ受験料ハ受

験者ノ都合ニ依リ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ返付セス

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ第二号書式ニ依リ七日以内ニ

在学証書ヲ差出スヘシ

第十二条 生徒ハ通学トシ保証人ト同居スルコトヲ要ス

第十三条 授業料ハ一箇月金壹円五拾銭トシ毎月一日ヨリ五日マテ

ニ納付スヘシ但七八月両月分ハ納付ニ及ハス

既納授業料ハ之ヲ還付セス

第十四条 授業料ヲ期限内ニ納付セサル者ハ講義及実習ニ出席スル

コトヲ得ス

第十五条 試験ヲ分チテ進級試験及卒業試験トス

進級試験ハ第一年ノ授業ヲ終リタル後卒業試験ハ第二年ノ授業ヲ

終リタル後之ヲ行ヒ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第十六条 試験ノ成績ハ一科目百点ヲ以テ最高トシ一科目四十点以

上総平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第十七条 生徒ハ半途退学ヲ許サス

第十八条 在学中不都合ノ行為アリ又ハ成業ノ見込ナキ者ニハ退学

ヲ命ス

第十九条 生徒ハ医院ノ規則ヲ遵守シ職員及看護婦長ノ命ニ従フヘ

シ

(第一号書式)

入学願

私儀産婆養成科生徒志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度別紙履歴

書戸籍謄本写真及受験料相添ヘ此談相願候也

何府何市何町何字 番地

何県何郡何村何字 番地

年 月 日 氏 名 印

九州帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

(第二号書式)

消印

在学証書 (参銭收入印紙貼用)

收入印紙

私儀今般産婆養成科ニ入学御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守
 リ可申ハ勿論御命令並ニ養成科規則ノ条件ニ違背仕間敷候仍テ保
 証人連署証書差出候也

何府何郡何町字 番地
 何府何郡何町字 番地
 族籍何業某何女
 年 月 日 氏 名 印

何府何郡何町字 番地
 (父兄又ハ親族)

保証人 氏 名 印

福岡県何郡何町字 番地
 保証人 氏 名 印

九州帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

(備考) 保証人ノ一人ハ福岡市若クハ本院附近ノ地ニ住シ一家

計ヲ立ル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

一五四 医科大学創立十周年記念祝賀会の由来

〔九州帝国大学医科大学祝賀会記録〕

祝賀会の由来

個人には其の個人特有の絶叫がある、団体には其の団体特有の絶
 叫がある、国家には其の国家特有の絶叫がある。吾々は絶へず其の

絶叫に耳を与へなければならぬ、社会は其の絶叫に正當なる批判を
 試みなければならぬ。絶叫の強きは弱きに優り、深きは浅きに優つ
 てゐる、絶叫は常に心の奥底から吐き出されたものでなくてはなら
 ぬ、抑へきれないやうな深い根ざしを持つた絶叫でなくてはならぬ、
 其の響の中から鮮かな個性が閃き団体性が閃き国民性が閃いてゐな
 ければならぬ。言ふまでもなく国家若くは団体の集合に過ぎない、熱心な
 努力の前には自然と途が開拓されるやうに熱心な絶叫は人々の心に
 強い共鳴を惹起すものである、吾々は飽くまでも自己の統率者であ
 り批判者でなくてはならぬやうにまた自己絶叫の統率者であり批判
 者でなくてはならぬ。

団体の絶叫にはいろ／＼の異分子があつて時には反対の声を聞く
 ことがある、そうなると自然団体としての絶叫は極めて薄弱なもの
 となつて了ふ。

十周年記念祝賀会挙行に就いての学生の絶叫は純一なものであつ
 た、高い響と調子を漲らせてゐるものであつた、過去を回想して将
 来の資材とするには何等の拘束もない筈である、厳正な批判の下に
 於ても卻くべき理由がない筈である。

十周年記念のことに就いて学友会の理事委員は之を総長に諮つた、
 学友会々長に諮つた、学長に諮つた、総長は直ちに教授会の議案に
 附した、諸教授は最も厳肅に最も周密に其の問題を取扱つた、当事

者は苦心に苦心を重ね、注意に注意を払つて議決した結果は時の余りに早きに失するといふことであつた理由は至極簡單でしかも要領を穿つてゐる、学校として、紀念祝典を挙げる以上それに相当した設備を要するのみならず、學術研究を公表せねばならぬ、祝賀会をして單なる祝賀に終らしめざる為めには欧米諸国に行はるゝ學術上の発表を須要とするのは当然のことである、当事者の説く処は簡單であるが理路明白である、祝典の動機意志は之を贊するに躊躇しないが実行難の問題が此の挙をして充分意味あらしむることが出来なといふのである。

学校として挙行せざる以上之を校友会が遂行するのは當を失したる事にあらずやと主張する会頭の意もまた直ちに了解したる筈である、理事委員は茲に於て熟談審議を重ねた末問題を市の有識者に諮るべしとの議論も出たが當惑するのはやはり時間の問題である、諒闇の所以を以て延期した大正一年度の卒業生祝賀会、本年度の卒業生祝賀会を挙行すべき日は迫つてゐる、數へ来れば僅か二旬の短時日である、本大学に対して甚大の同情と厚意を有せらるゝ当市有識者の賛成を得ることは必ずしも困難ではないが荏苒日を延ばすに到つては遂に其の機を逸せんことを恐れ学生は学生が衷心の正当なる要求を満足せんが為めに熟議遂に学生主催の下に決行すること一致した。

熱心と真面目の趨く処之を阻害するの途なく、誠意の趨く処自ら

実行の方法が存してゐる、学生の力微弱なりと雖も結束を堅くし歩調を整へて進むに於ては困難苦痛も時に異常の愉快を与へ暗黒も光明と変ずるのである、同情は泉の如く湧き、実行の方法は勞せずして講ぜられたのである。

当市及び各地の有志者医工科諸教授の尽力と応援とに基いて盛大なる式典を遂行することが出来たのは本大学々生の深く肝に銘して忘れざると共に茲に感謝の辞を述べたいと思ふのである。

吾々は式典祝賀の経過を細大漏す処なく列記して吾々の責任を明かにし有志者諸氏に報告すべき義務を思ふの余り遂に本書の編纂となつたのである、吾々は有識者諸氏、諸教授諸氏の意を体して善良なる学風を作り本大学発展の途に対して真に心を致したのである。

一五五 医科大学創立十周年記念祝賀会次第

《九州帝国大学医科大学祝賀会記録》

次 第

十一月十六日

医科大学教室縦覧

午前十時より午後三時迄

本学卒業生通俗講演会

午後七時より（於公会堂）

寄生虫の話

大平医学士

パンクロフト糸状虫に就て

望月医学士

十一月十七日

祝賀式

午後二時より（於医科大学運動場）

開会の辞

諸岡 存

祝 辞

伊東学長

祝辞演舌

園遊会

開場

午後一時

両年度卒業生答辞

開会

午後二時

祝文祝電朗読

開会の辞

栗原清一

滿十年間勤続者名報告

立食乾杯

伊東博士
森前書記官

演 説

大隈伯爵

余 興

（模擬店開始）

閉会の辞

竹内多登市

閉会

（世界館新馬鹿大正一行、二〇加、落語、浪花）
節、所作事、素人曲芸、手品、浄瑠璃、福引）

学士鍋

奥村光隆

提灯行列

挨拶

奥村光隆

提灯行列

名士講演会

午後七時より（於公会堂）

開会の辞

諸岡 存

講 演

久米博士

謝 辞

榊 博士

右終つて音楽会

十一月十八日

医科大学設立功労者墓参、花環捧呈

教授卒業生有志、各学年級総代十名、其の他有志代表者、午后

零時十五分大森先生銅像前に参集、同零時三十分出發

墓参次第

四、順路

大森先生銅像前より龜山天皇御銅像を遙拝し大学

三、出發

午後五時三十分 合図煙火

二、出 発

午後五時三十分 合図煙火

一、音楽隊

二、小学校。三、中学程度学校。四、衛生部。

各団体

五、工科大学々生。六、大正一二年卒業生。七、医工科大学教授助教職員。八、本学卒業生。九、医科大学々生。十、各団体

前通を過ぎ掛町通橋口町を経て郵便局前より左折し市役所前より県庁前に出て因幡町を経て福岡市主催祝賀会場に至る

五、解散 学外余興仕掛煙火終りて解散す

福岡市主催祝賀会 午後七時より（於元共進会々場）

開会の辞

祝詞 佐藤市長

答詞 大正元年度卒業生総代

答詞 大正二年度卒業生総代

答詞 学生総代 諸岡存

立食饗応

夜会 午後十時より（於常盤館）

挨拶 栗原清一

閉会 午後十二時

一般余興 十六、十七、十八、十九、四日間

東京喜劇団一行（於寿座） 煙火、仕掛煙火等

十一月九日

午後七時より内科大講堂に於て在院患者慰安の爲め水月先生の講話及び余興筑前琵琶、蓄音機等

十一月二十日、二十一日

十一月二十日、二十一日

午後六時より看護婦寄宿舎大食堂に於て看護婦及び病棟婦慰安の

為筑前琵琶、浄瑠璃、蓄音機及び福引

一五六 学生制服制帽

学生制服制帽

（本学学生制服制帽別記ノ通り相定ム）

（制服制帽ノ形式、色合、制帽徽章鈕等総テ東京帝国大学ニ同シ）

襟章

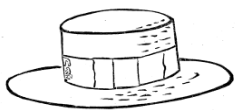
工科大学

医科大学

M T

（一九二一（明治四四）年八月一日達）

夏帽
帽帯ノ地質及色合随意



冬帽
色黒
地合羅紗

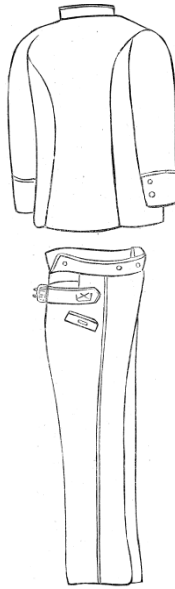
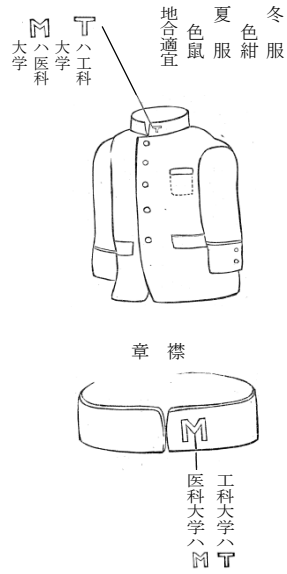


鈕
（鍍金）



帽徽章
（鍍金）





〔註〕『九州帝国大学例規要覧』大正五年四月。

一五七 学生揭示手続

学生揭示手続

(一九二一(明治四四)年九月二日達)

学生ニシテ揭示ヲ要スル場合ハ左ノ手続ヲ遵守スヘシ

一五八 学生受診手続

学生受診手続

(一九二一(明治四四)年二月二三日達)

一九二五(大正四)年二月二四日改正

- 一 揭示場ニ表示シテ通告ヲ要スル時ハ学生監ノ認許ヲ受ケ左記事
項ヲ学生監室備付ノ帳簿ニ記入シ室印ヲ受クヘシ
- 一 通告ノ要旨
- 一 揭示ノ期限
- 一 通告者ノ氏名
- 二 通告用紙ハ方二尺以内トス但シ特別ノ必要アリテ已ムヲ得サルモノト認ムルモノハ此ノ限りニアラス
- 〔註〕『九州帝国大学例規要覧』大正五年四月。

学生診察ニ関スル件左ノ通相定メ明治四十五年一月ヨリ施行ス

記

一 診察時間ハ休業日ヲ除キ毎日午前八時ヨリ十時迄トス

二 医員ノ受持左ノ如シ

月、金、土 ハ 第一内科志村医員

火、水、木 ハ 第二内科草間医員

三 学生診察ヲ乞フ時ハ医院受付ヨリ学生受診券ヲ受取り受持医員

ニ差出スヘシ

四 医員ハ当分ノ内毎週月曜日午後四時工科大学ニ出張診察ス

〔註〕『九州帝国大学例規要覧』大正五年四月。

一五九 学生集会所使用心得

(一九一三(大正二)年三月二九日達)

学生集会所使用心得

九州帝国大学々生ニシテ学生集会所ヲ使用スル者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 学生集会所ハ学生監々督ノ下ニアルヲ以テ之ヲ使用セントスル者ハ学生監室備付ノ帳簿ニ集会所ノ要旨及其日時ヲ記入シ予メ学生監ノ認許ヲ受クヘシ

二 学生集会所ノ建物、器具、物品及書籍等ハ決シテ毀損スヘカラス若シ毀損シタルトキハ之ヲ弁償セシム

三 学生集会所ヲ使用スル時ハ常ニ火ノ元ニ注意シ煙草ノ吸殻ノ如キハ必ス一定ノ器具ニ捨テ決シテ粗漏ノ取扱ヲ為スヘカラス

〔註〕『九州帝国大学例規要覧』大正五年四月。

一六〇 九州帝国大学寄宿舎規程

(一九二六(大正一五)年五月八日制定)

九州帝国大学寄宿舎規程

第一条 寄宿舎ニ入舎希望ノ者ハ所定ノ願書ヲ差出スヘシ

第二条 所定ノ手續ヲ経タル後学生監ニ面会シ学生監試問ノ上身体

検査ニ合格シタル者ニ入舎ヲ許可ス

第三条 寄宿舎各室ノ人員配置ハ学生監之ヲ定ム

第四条 転室ノ場合ハ其旨学生監ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第五条 寄宿料ハ左ノ如シ

六畳 (一人) 一ヶ月 金六円

八畳 (二人) 一人ニツキ一ヶ月 金三円五十銭

十四畳 (三人) 一人ニツキ一ヶ月 金三円五十銭

第六条 寄宿料ハ毎月一日ヨリ十日迄ニ本学会計課ヘ納付スヘシ

第七条 寄宿料ハ外泊又ハ旅行等ノタメ在舎セサルコトアルモ之ヲ

免除セス但シ七、八ノ各全月在舎セサル者ニ対シテハ寄宿料ヲ徴

収セス

第八条 入舎及転室ハ月ノ始ニ限ルモノトス但シ止ムヲ得サル事情

ノタメ月ノ十六日以降入舎シタル者ニ対シテハ其月ノ半額ヲ徴収

ス

第九条 中途退舎スル者ニ対シテハ即時其月ノ全額ヲ徴収ス但シ既

納ノ分ハ之ヲ還付セス

第十条 寄宿料納付ノ義務ヲ怠ルモノニハ退舎ヲ命スヘシ

第十一条 来訪者アル時ハ寮室ニ入レシメス凡テ応接室ニ於テ面会

スヘシ

第十二条 外出スルモノハ玄関姓名札ヲ朱書側ニ反ヘシ帰舎ノ節再

ヒ之レヲ墨書側ニ戻シ置クヘシ

第十三条 閉門ハ午後十二時トス

第十四条 旅行又ハ外泊ヲナサント欲スルトキハ其事由、行先、及
期間ヲ明記シ学生監ニ届出ツヘシ

第十五条 病氣其他ノ事故ニ依リ退舎又ハ当分外泊ヲナサント欲ス
ル者ハ学生監ニ退舎届又ハ外泊届ヲ差出スヘシ

第十六条 寄宿舎寮内ノ衛生及整頓ニ関シテハ各自注意スヘシ

第十七条 寄宿舎生ハ舎中ノ規約ヲ定メ学生監ノ認可ヲ経テ之ヲ実
行スヘシ

〔註〕『九州帝国大学時報』号外 一九二六（大正一五）年五月八日。